

一般廃棄物処理基本計画

令和7（2025）年度～令和16（2034）年度

令和7（2025）年3月

蕨市・戸田市

蕨戸田衛生センター組合

目次

第1章 ●基本的事項.....	エラー! ブックマークが定義されていません。
第1節 ●計画策定の趣旨	エラー! ブックマークが定義されていません。
第2節 都市の特性.....	エラー! ブックマークが定義されていません。
第3節 ●循環型社会を取り巻く社会情勢.....	エラー! ブックマークが定義されていません。
第2章 ごみ処理基本計画.....	1
第1節 ●ごみ処理の現状と課題	エラー! ブックマークが定義されていません。
第2節 ごみ処理の方針と目標	1
第3節 目標達成のための施策	27
第3章 食品ロス削減推進計画	39
第1節 基本的事項.....	39
第2節 食品ロスの現状と課題	41
第3節 食品ロス削減の方針と目標.....	50
第4節 食品ロスを削減するための施策と役割	52
第4章 ●生活排水処理基本計画	エラー! ブックマークが定義されていません。
第1節 生活排水処理の現状と課題.....	エラー! ブックマークが定義されていません。
第2節 生活排水処理の基本指針	エラー! ブックマークが定義されていません。
第3節 処理形態別人口予測及び計画処理量	エラー! ブックマークが定義されていません。
第4節 生活排水処理基本計画	エラー! ブックマークが定義されていません。
第5章 ●計画の推進体制と進捗管理.....	エラー! ブックマークが定義されていません。
第1節 計画の推進体制.....	エラー! ブックマークが定義されていません。
第2節 計画の進捗管理.....	エラー! ブックマークが定義されていません。

第1章 ごみ処理基本計画

第1節 ごみ処理の方針と目標

1. ごみ処理の基本理念

前計画では、「和と環境にやさしいまちから生まれる循環型社会」を基本理念とし、ごみ処理に係る施策を掲げ、循環型社会の構築を目指してきました。施策の効果もあり、ごみの発生量は新型コロナウイルス感染症の影響を除くと減少傾向にありますが、社会経済情勢の変化によっては増加傾向に転じる可能性もあります。また、資源化率は近年横ばい傾向を示しており、さらなる施策を講じる必要があります。さらに、市内に最終処分場を有していないことから、持続可能なごみ処理の取組みが求められています。

以上のことから、市民、事業者の協力のもと、さらなる減量化・資源化を推進し、温室効果ガス排出量や最終処分量の削減を通じて、地域として、持続可能な循環型社会を目指し、将来世代によりよい環境を引き継ぐため、ごみ処理の基本理念を次のとおり決めました。

基本理念 減らして分けて みんなで創る 資源循環のまち

2. ごみ処理の基本方針

ごみ処理の基本理念を達成するための方針として、ごみ処理の基本方針を次のとおりとします。

基本方針1 ごみの減量化と資源化の推進

- ・家庭や事業者から排出されるごみを減量化するため、食品ロスの削減などの取組みを進めます。
- ・温室効果ガス排出量の削減や資源の有効活用のため、プラスチックや紙類などのさらなる資源化を進めます。

基本方針2 適正かつ効果的なごみ処理システムの構築

- ・環境負荷が少なく、適正で安定した処理を継続するための施設整備と維持管理を行います。
- ・ごみからの資源回収を効果的に行い、焼却処理量と埋立処分量の削減を図ります。

基本方針3 市民、事業者、行政の協働による循環型社会の形成

- ・市民や事業者がごみの減量化や資源化に取り組むために必要な支援を行政が行うなど、協働による循環型社会づくりを進めます。
- ・ごみ出しルールの啓発や不法投棄対策などにより、快適で安心して暮らせるまちづくりを進めます。

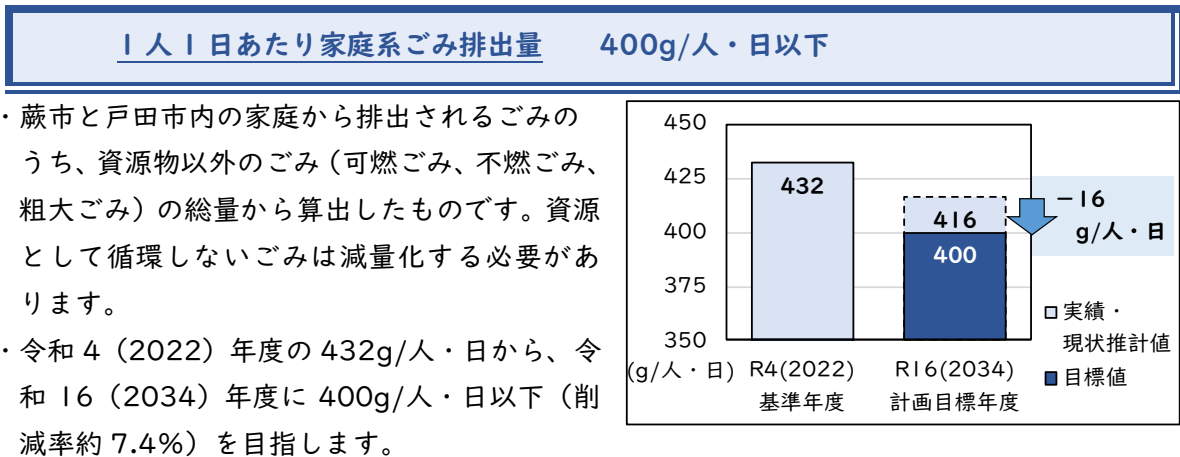
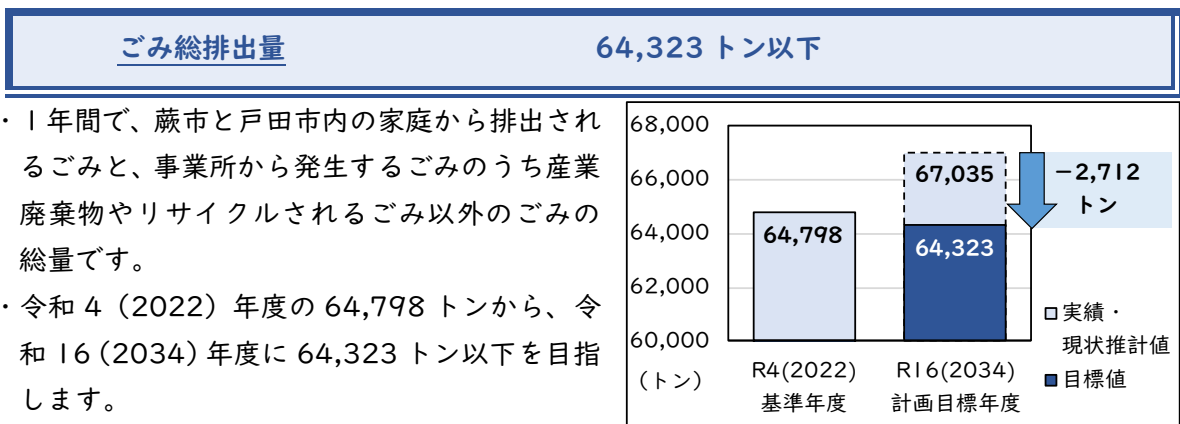
3. ごみ処理の数値目標

本計画では、基本理念や基本方針、国や県の計画、または市の関連計画などに基づき、令和16(2034)年度の数値目標として以下の6項目を設定します。

蕨市と戸田市では、ごみの排出量の現状、減量化や資源化のための具体的な取組み、住民構成、産業構造などが異なるため、それぞれの市の目標値は異なりますが、2市合計の値を本計画における目標値としています。また、2市合計では今後10年間で人口は増加すると推計されており、ごみの排出量も増加すると考えられますが、施策によって増加を抑制し、または減少させることを目標にしています。

各数値目標の図では、基準年度の実績値、現状のままの推計値(現状推計値)、本計画に基づく施策を実施することで目指す目標値(目標推計値)をそれぞれ表しています。

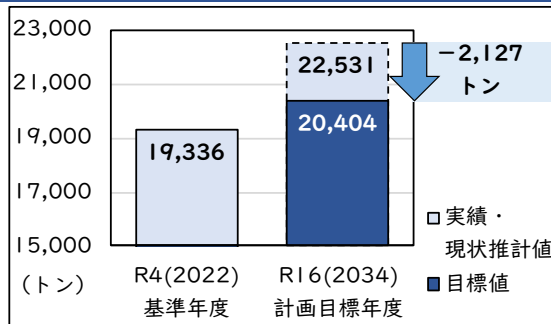
また、各項目の中間目標値及び計画目標値を表1-1に示します。



事業系ごみ排出量

20,404 トン以下

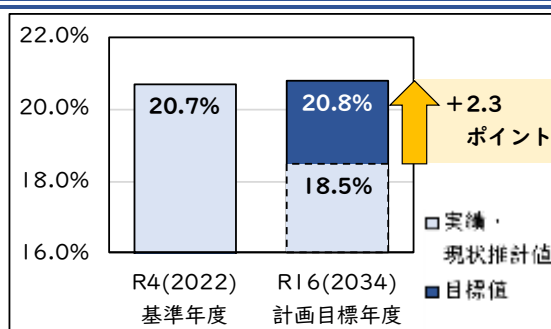
- ・ 蕨市と戸田市内の事業所から排出されるごみのうち、産業廃棄物やリサイクルされるごみ以外で、焼却処理するごみの総量です。景気や企業活動の動向によって変動します。
- ・ 令和 4（2022）年度の 19,336 トンから、令和 16（2034）年度に 20,404 トン以下を目指します。



資源化率

20.8%以上

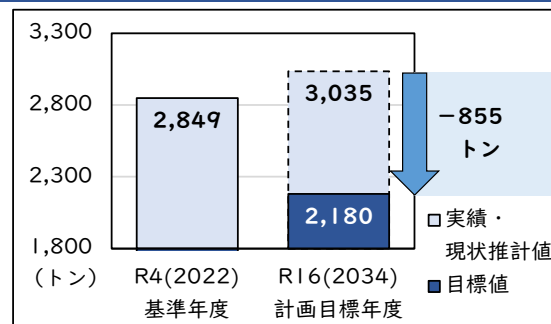
- ・ ごみの総排出量のうち、資源物や、処理後に資源化（リサイクル）された量の割合を表しています。ごみに含まれる資源を循環させ有効活用するために、向上させる必要があります。
- ・ 令和 4（2022）年度の 20.7%から、令和 16（2034）年度に 20.8%以上を目指します。



最終処分量

2,180 トン以下

- ・ ごみを燃やした後の灰や、燃やすことのできないごみのうちリサイクルできないごみを埋め立てた量です。国内の埋立地の残容量は限られており、減量化が必要です。
- ・ 令和 4（2022）年度の 2,849 トンから、令和 16（2034）年度に 2,180 トン以下（削減率約 23.5%）を目指します。



1人1日あたり焼却処理量

652g/人・日以下

- ・ ごみ総排出量のうち、焼却施設で燃やされたごみの量から算出したものです。温室効果ガスの排出抑制のために減量化が必要です。
- ・ 令和 4（2022）年度の 680g/人・日から、令和 16（2034）年度に 652g/人・日以下を目指します。

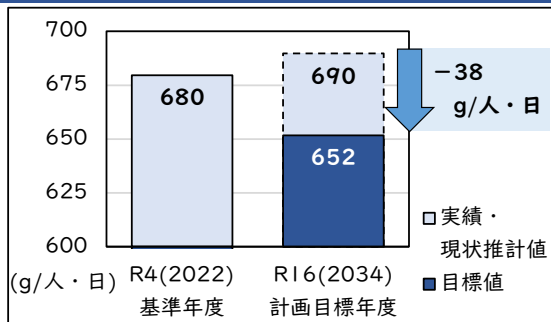


表1-1 中間目標値及び計画目標値

				実績	目標値	
				R4(2022) 基準	R11(2029) 中間目標	R16(2034) 計画目標
蕨市	ごみ総排出量	トン	現状推計	20,676	20,377	20,070
			目標推計	—	20,007	19,324
	1人1日あたり家庭系ごみ排出量	g/人・日	現状推計	445	435	429
			目標推計	—	428	412
	事業系ごみ排出量	トン	現状推計	4,521	5,074	5,081
			目標推計	—	4,840	4,603
資源化率	%	現状推計	22.2%	20.1%	19.7%	
		目標推計	—	21.0%	21.9%	
最終処分量	トン	現状推計	893	903	893	
		目標推計	—	776	644	
1人1日あたり焼却処理量	g/人・日	現状推計	615	622	617	
		目標推計	—	607	585	
戸田市	ごみ総排出量	トン	現状推計	44,123	46,519	46,965
			目標推計	—	45,558	44,999
	1人1日あたり家庭系ごみ排出量	g/人・日	現状推計	425	416	409
			目標推計	—	411	395
	事業系ごみ排出量	トン	現状推計	14,815	17,075	17,451
			目標推計	—	16,272	15,801
資源化率	%	現状推計	20.0%	18.2%	17.9%	
		目標推計	—	19.2%	20.3%	
最終処分量	トン	現状推計	1,956	2,115	2,142	
		目標推計	—	1,813	1,536	
1人1日あたり焼却処理量	g/人・日	現状推計	714	733	726	
		目標推計	—	714	685	
2市合計	ごみ総排出量	トン	現状推計	64,798	66,896	67,035
			目標推計	—	65,564	64,323
	1人1日あたり家庭系ごみ排出量	g/人・日	現状推計	432	422	416
			目標推計	—	417	400
	事業系ごみ排出量	トン	現状推計	19,336	22,148	22,531
			目標推計	—	21,112	20,404
資源化率	%	現状推計	20.7%	18.8%	18.5%	
		目標推計	—	19.7%	20.8%	
最終処分量	トン	現状推計	2,849	3,017	3,035	
		目標推計	—	2,588	2,180	
1人1日あたり焼却処理量	g/人・日	現状推計	680	696	690	
		目標推計	—	678	652	

4. ごみ量の将来推計

本計画の計画期間である令和 7（2025）年度から令和 16（2034）年度の 10 年間について、図 1-1 に示すごみ量の将来推計フローに基づき、ごみ量の将来推計を実施しました。

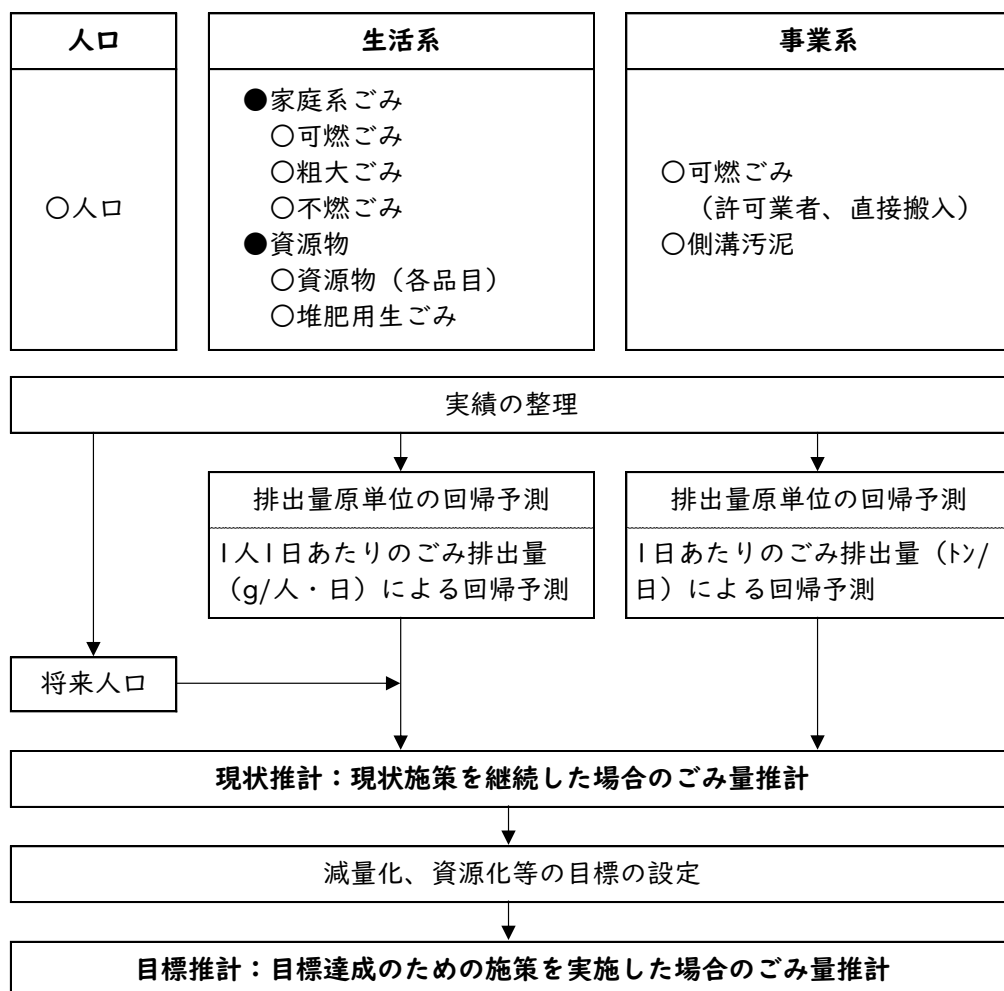


図 1-1 ごみ量の将来推計フロー

(1) 将来人口の推計

両市では、上位計画などにおいてそれぞれ将来人口の推計を行っています。したがって、上位計画における将来人口を基に、必要に応じて補正を行うことで設定します。

また、人口の実績は、「p.● 本計画で採用する人口実績」における人口を採用しています。

1) 蕨市の将来人口

蕨市の将来人口の推計結果を図1-2に示します。

蕨市では平成27(2015)年度に「蕨市まち・ひと・しごと創生人口ビジョンにおいて将来展望人口の推計を行っています。

しかし、実績と将来展望人口では乖離が生じていることから、今回の計画策定にあたっては、その差を推計値に上乘せする補正を行った人口を将来人口として設定します。

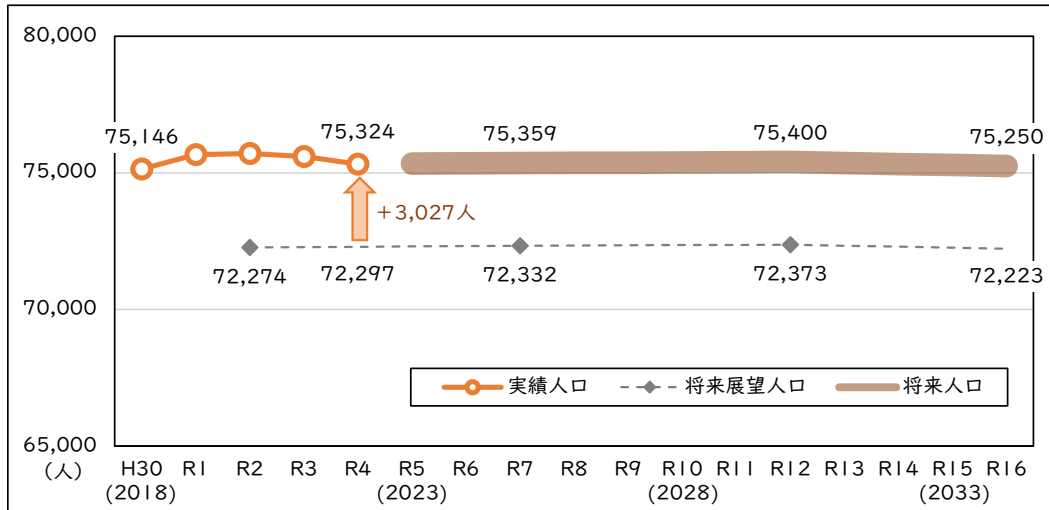


図1-2 将来人口(蕨市)

2) 戸田市の将来人口

戸田市の将来人口の推計結果を図1-3に示します。

戸田市では平成27(2015)年度に「戸田市まち・ひと・しごと創生総合戦略に係る人口ビジョン」において将来展望人口の推計を行っています。しかし、実績と将来展望人口では乖離が生じたため、令和元(2019)年度に再推計を行っています。

したがって、再推計した結果を将来人口として設定します。

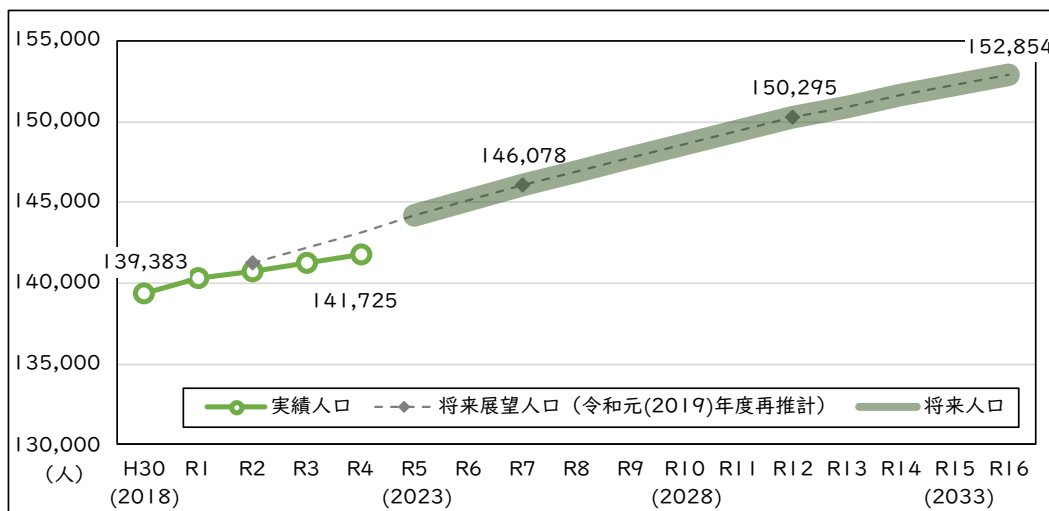


図1-3 将来人口(戸田市)

3) 2市合計の将来人口

2市合計の将来人口の推計結果を図1-4に示します。

今後10年間で約10,000人の増加が見込まれています。

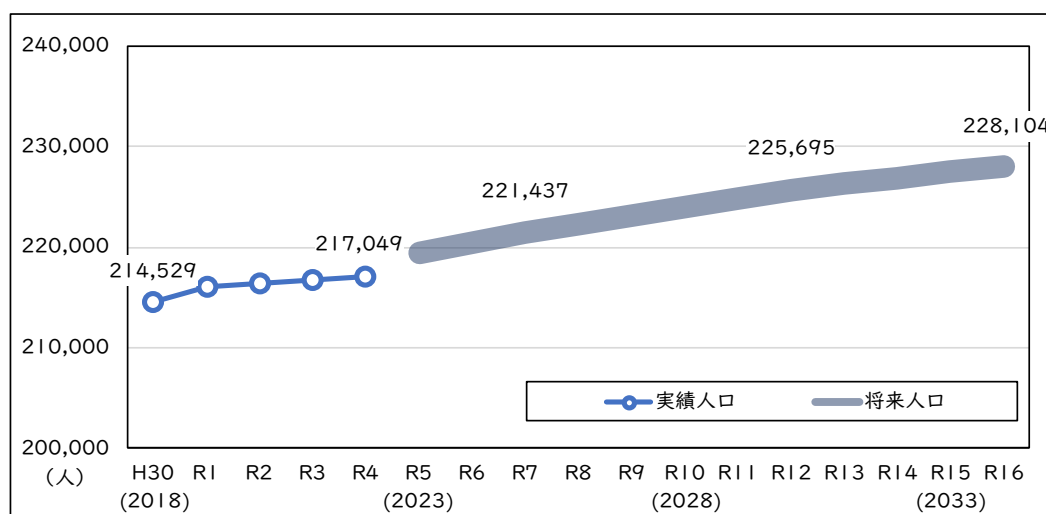


図1-4 将来人口(2市合計)

(2) 現状推計(現状施策を継続した場合のごみ量推計)

排出量原単位の設定方法を以下に示します。

生活系ごみ排出量原単位 (g/人・日)

$$= \frac{\text{年間生活系ごみ排出量 (ト/年)}}{\text{計画収集人口 (人)} \times \text{年間日数 (365日または366日)}} \times 10^6$$

事業系ごみ排出量原単位 (ト/日)

$$= \frac{\text{年間事業系ごみ排出量 (ト/年)}}{\text{年間日数 (365日または366日)}}$$

生活系ごみ排出量の現状推計については、1人1日あたりのごみ排出量を排出量原単位として回帰予測により設定し、将来人口及び年間日数を乗じることによって推計しました

また事業系ごみ排出量の現状推計については、1日あたりのごみ排出量を排出量原単位として回帰予測により設定し、年間日数を乗じることによって推計しました。

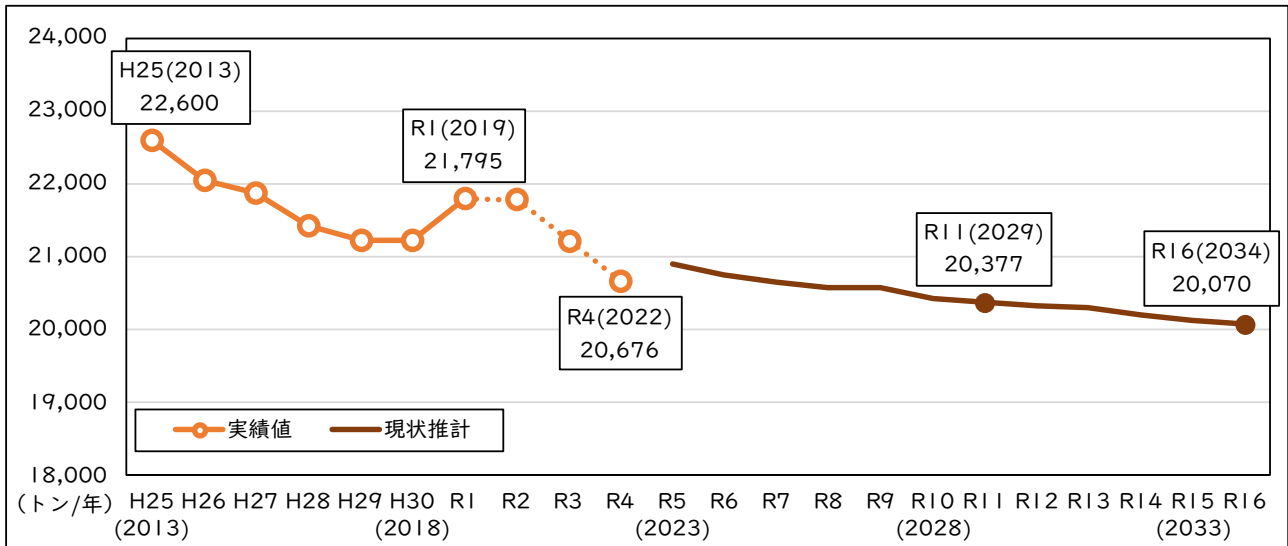
なお、令和2(2020)年度から令和4(2022)年度は新型コロナウイルス感染症の影響により、生活系ごみは増加、事業系ごみは減少傾向にありましたが、新型コロナウイルス感染症の平常化や景気の回復を受けてごみ量は従来傾向に戻りつつあります。そのため令和2(2020)年度から令和4(2022)年度は、回帰予測に用いる実績から除外して推計を行います。また、令和5(2023)年度は速報値であることから、推計には含めません。

1) ごみ排出量

① 蕨市

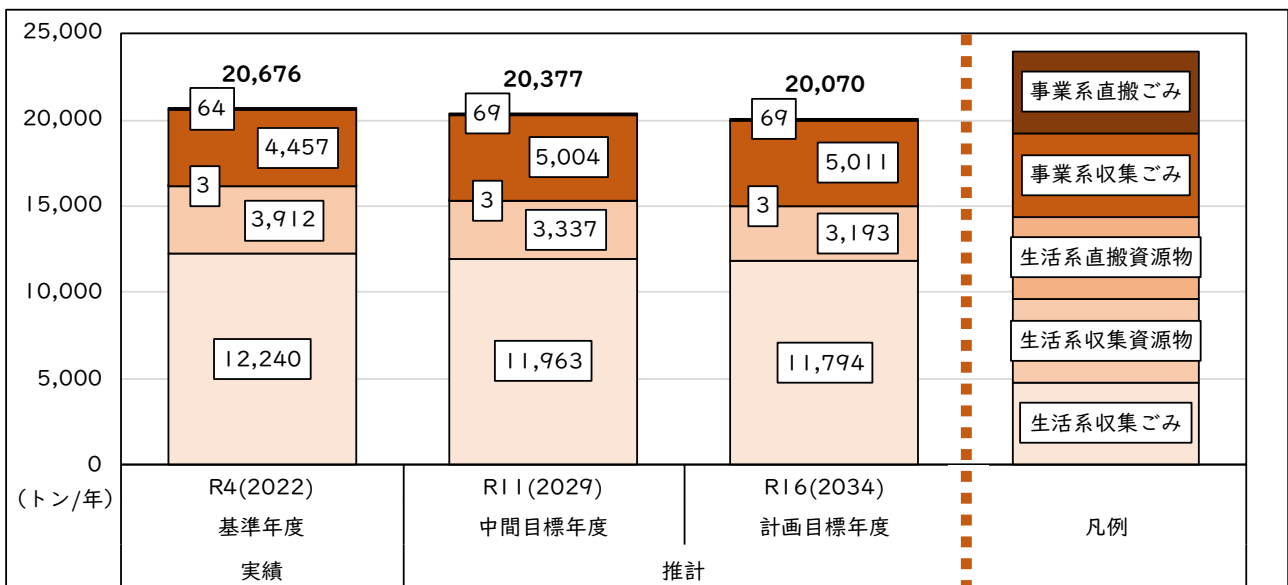
蕨市のごみ排出量の現状推計結果を図1-5に、品目別ごみ排出量の現状推計結果を図1-6に示します。

蕨市のごみ排出量原単位は緩やかに減少するものとして推計しました。また人口も緩やかに減少していることから、ごみ排出量も減少傾向となっています。



※詳細は資料編 p.●、表●参照

図1-5 ごみ排出量 現状推計結果 (蕨市)



※四捨五入の関係により合計が一致しない場合があります。

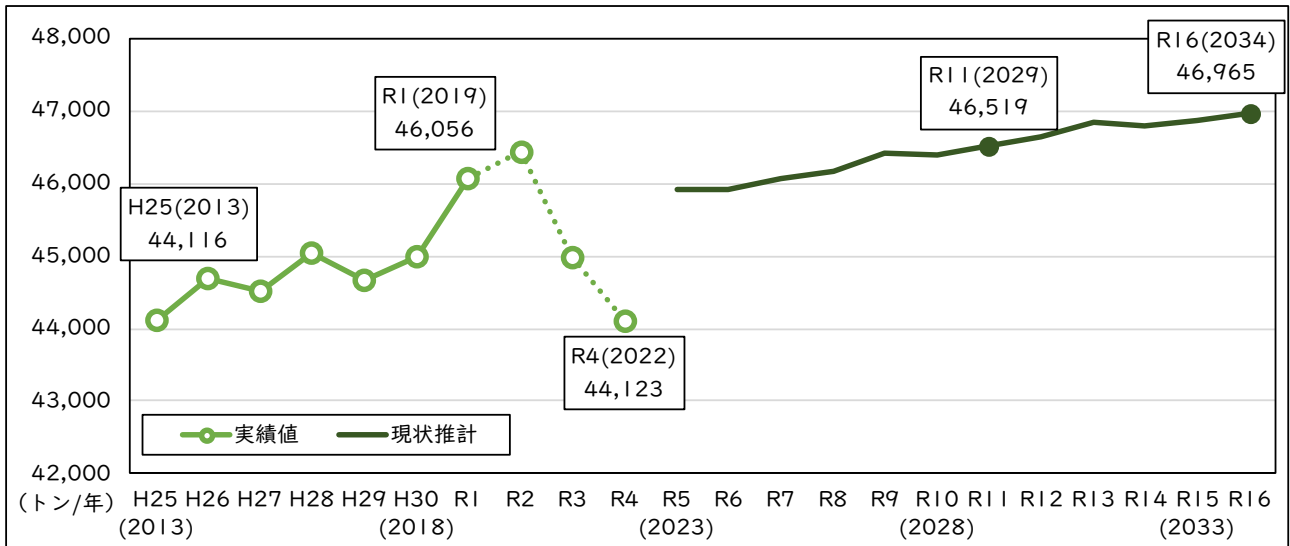
※詳細は資料編 p.●、表●参照

図1-6 品目別ごみ排出量 現状推計結果 (蕨市)

② 戸田市

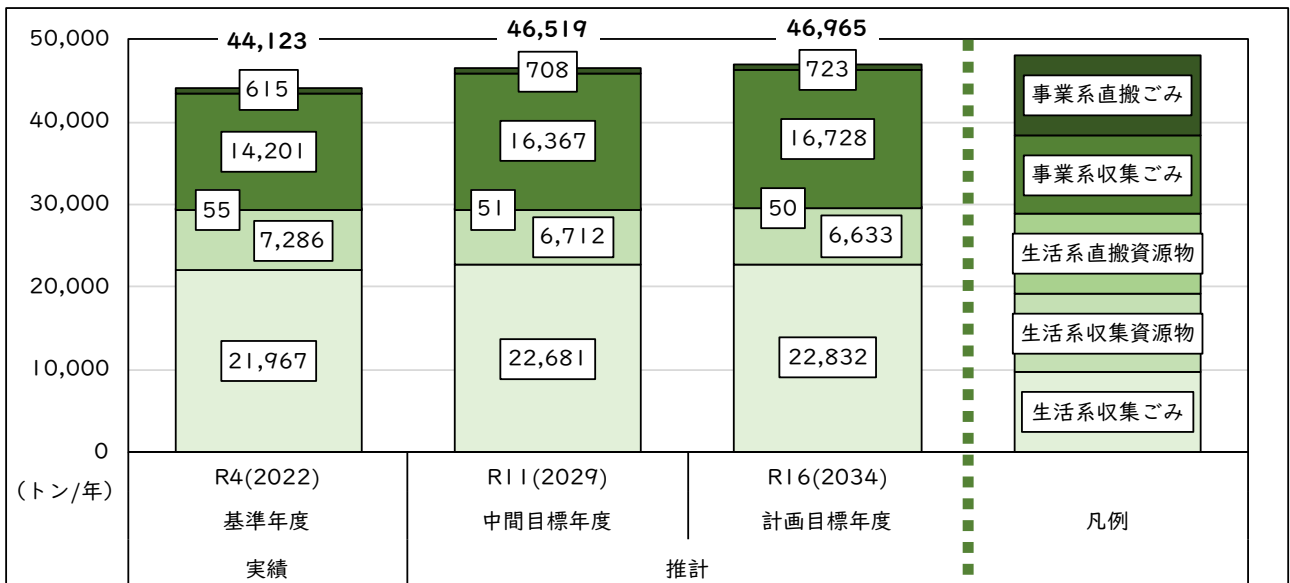
戸田市のごみ排出量の現状推計結果を図1-7に、品目別ごみ排出量の現状推計結果を図1-8に示します。

戸田市のごみ排出量原単位は緩やかに減少するものとして推計しました。一方、人口は増加傾向にあることから、ごみ排出量は増加傾向となっています。



※詳細は資料編 p.●、表●参照

図1-7 ごみ排出量 現状推計結果 (戸田市)



※四捨五入の関係により合計が一致しない場合があります。

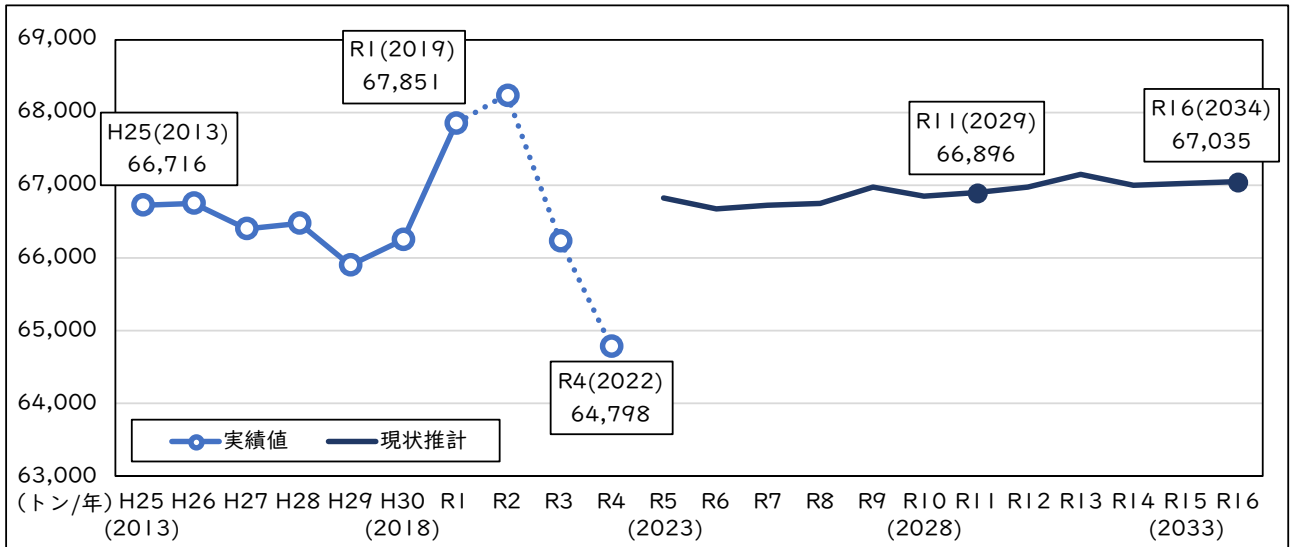
※詳細は資料編 p.●、表●参照

図1-8 品目別ごみ排出量 現状推計結果 (戸田市)

③ 2市合計

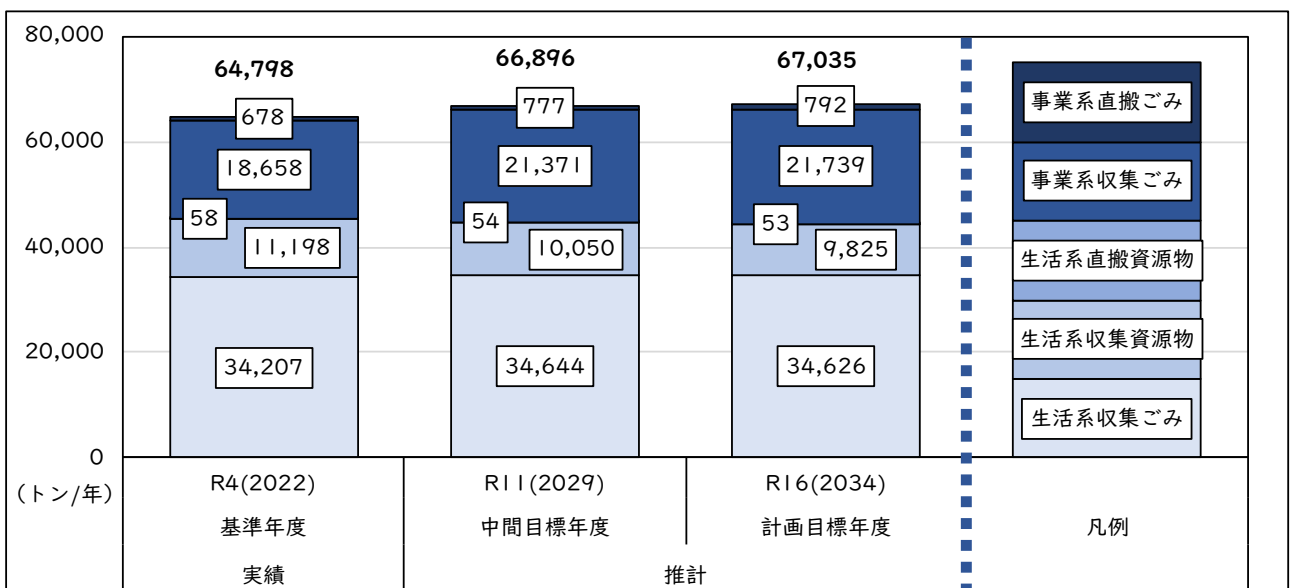
2市合計のごみ排出量の現状推計結果を図1-9に、品目別ごみ排出量の現状推計結果を図1-10に示します。

2市合計のごみ排出量原単位は緩やかな減少傾向、人口とごみ排出量は増加傾向となっています。



※詳細は資料編 p.●、表●参照

図1-9 ごみ排出量 現状推計結果 (2市合計)



※四捨五入の関係により合計が一致しない場合があります。

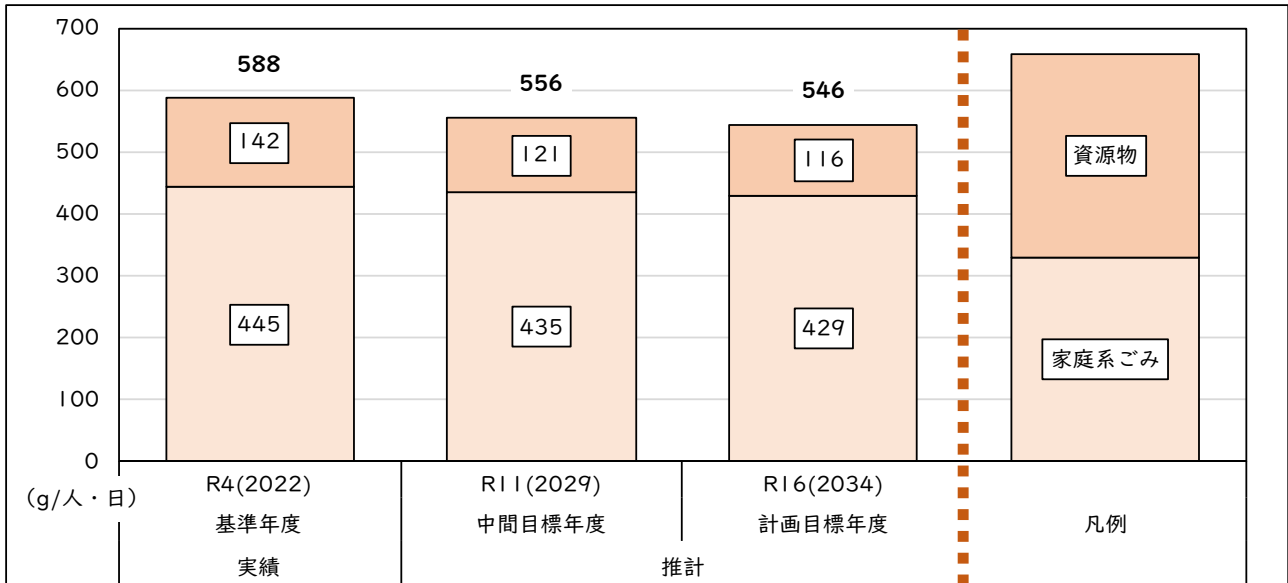
※詳細は資料編 p.●、表●参照

図1-10 品目別ごみ排出量 現状推計結果 (2市合計)

2) 1人1日あたり生活系ごみ排出量

① 蕨市

蕨市の1人1日あたり生活系ごみ排出量の現状推計結果を図1-11に示します。



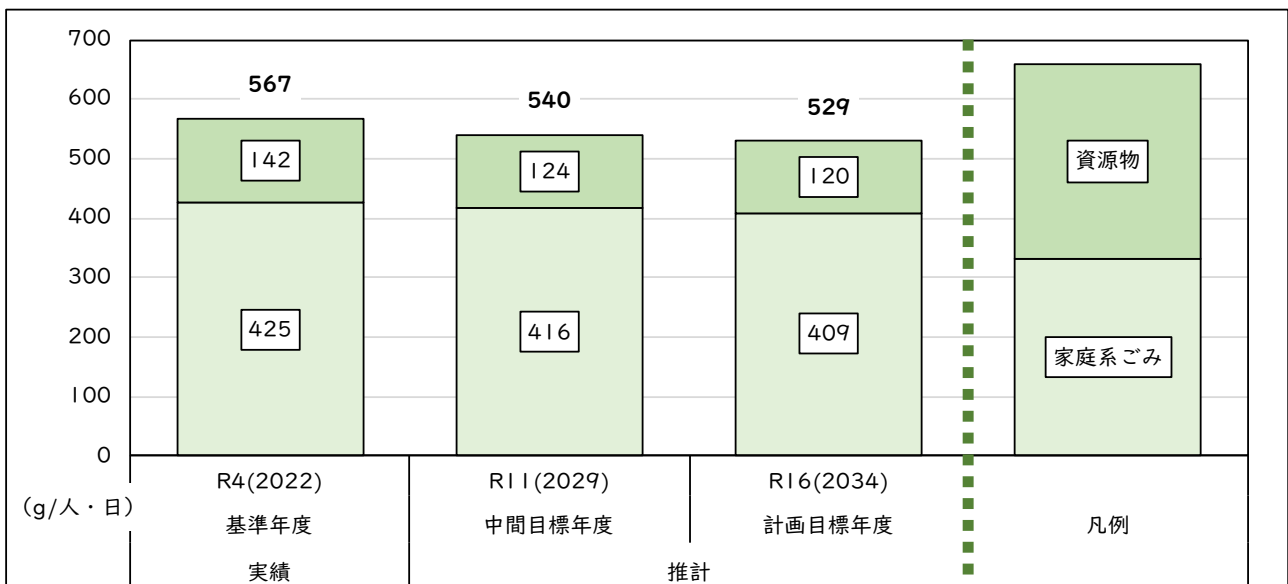
※四捨五入の関係により合計が一致しない場合があります。

※詳細は資料編 p.●、表●参照

図1-11 1人1日あたり生活系ごみ排出量 現状推計結果 (蕨市)

② 戸田市

戸田市の1人1日あたり生活系ごみ排出量の現状推計結果を図1-12に示します。



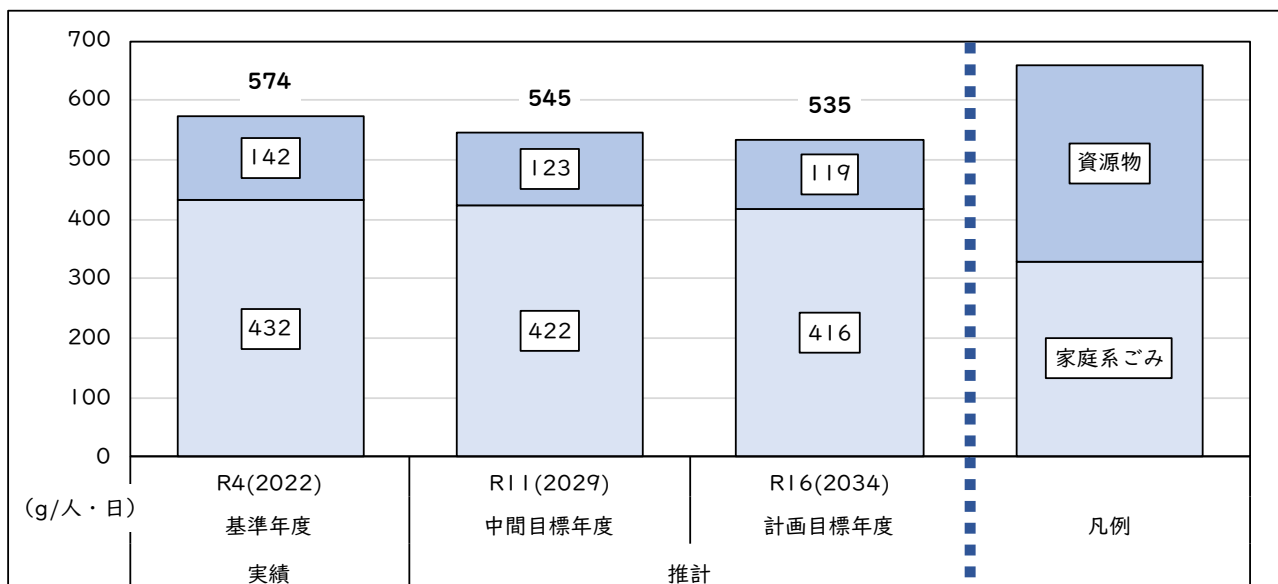
※四捨五入の関係により合計が一致しない場合があります。

※詳細は資料編 p.●、表●参照

図1-12 1人1日あたり生活系ごみ排出量 現状推計結果 (戸田市)

③ 2市合計

2市合計の1人1日あたり生活系ごみ排出量の現状推計結果を図1-13に示します。



※四捨五入の関係により合計が一致しない場合があります。

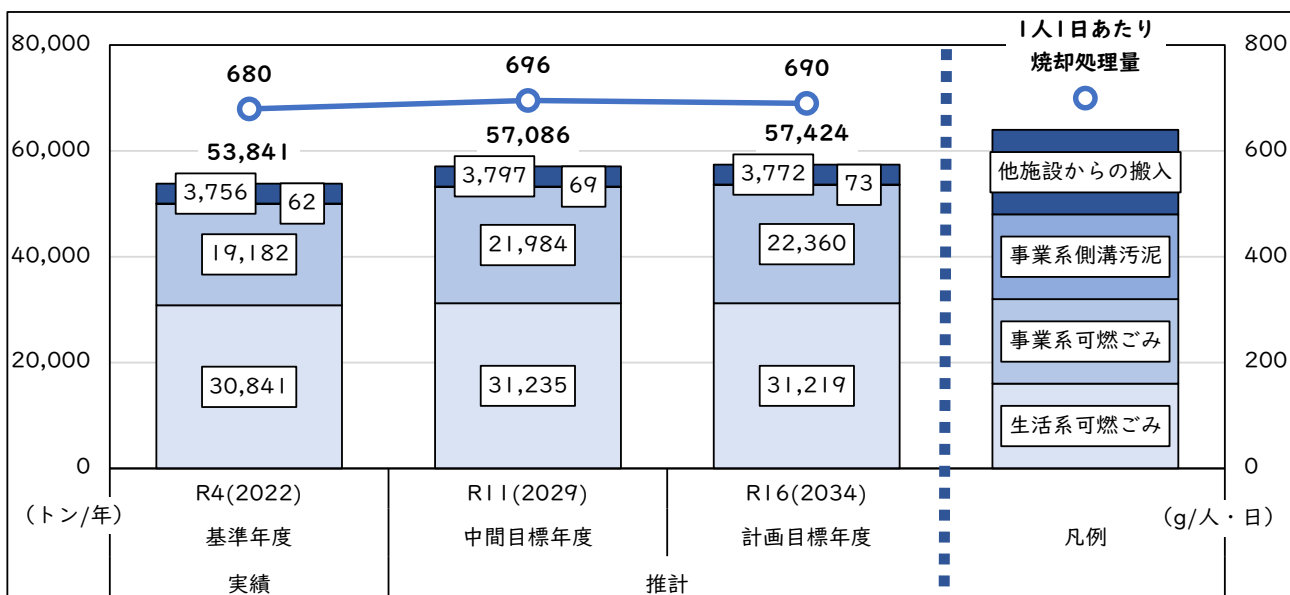
※詳細は資料編 p.●、表●参照

図1-13 1人1日あたり生活系ごみ排出量 現状推計結果 (2市合計)

3) ごみ処理量

① ごみ焼却施設

ごみ焼却施設の処理量及び1人1日あたり焼却処理量の現状推計結果を図1-14に示します。



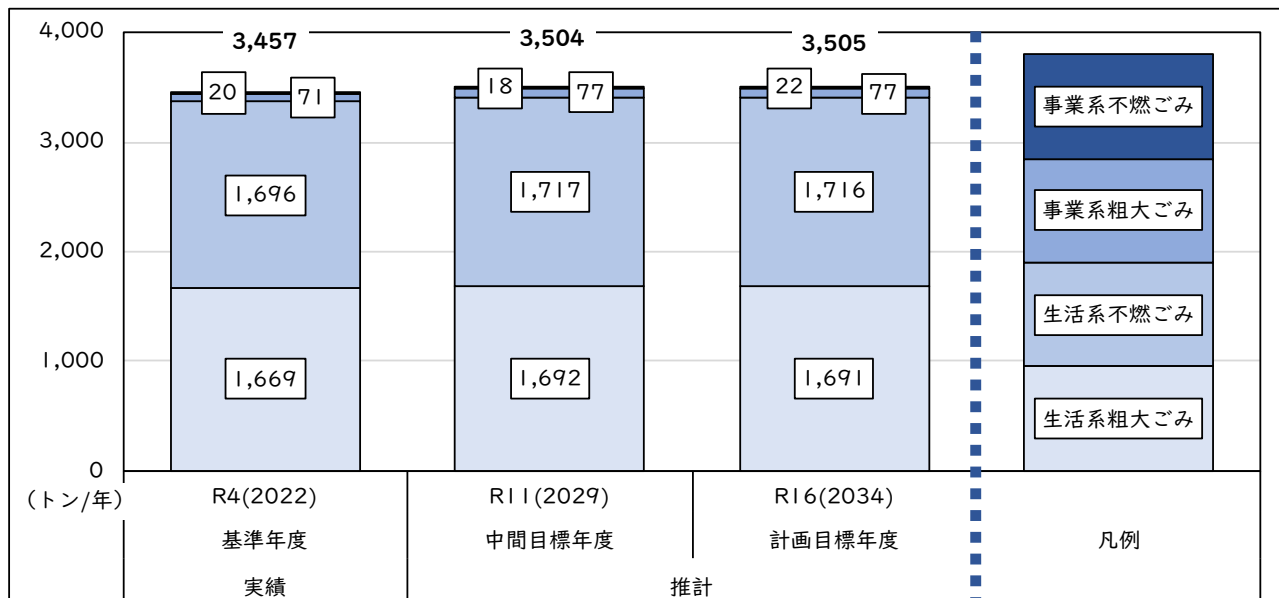
※四捨五入の関係により合計が一致しない場合があります。

※詳細は資料編 p.●、表●参照

図1-14 ごみ焼却施設の搬入量 現状推計結果

② 粗大ごみ処理施設

粗大ごみ処理施設の処理量の現状推計結果を図1-15に示します。



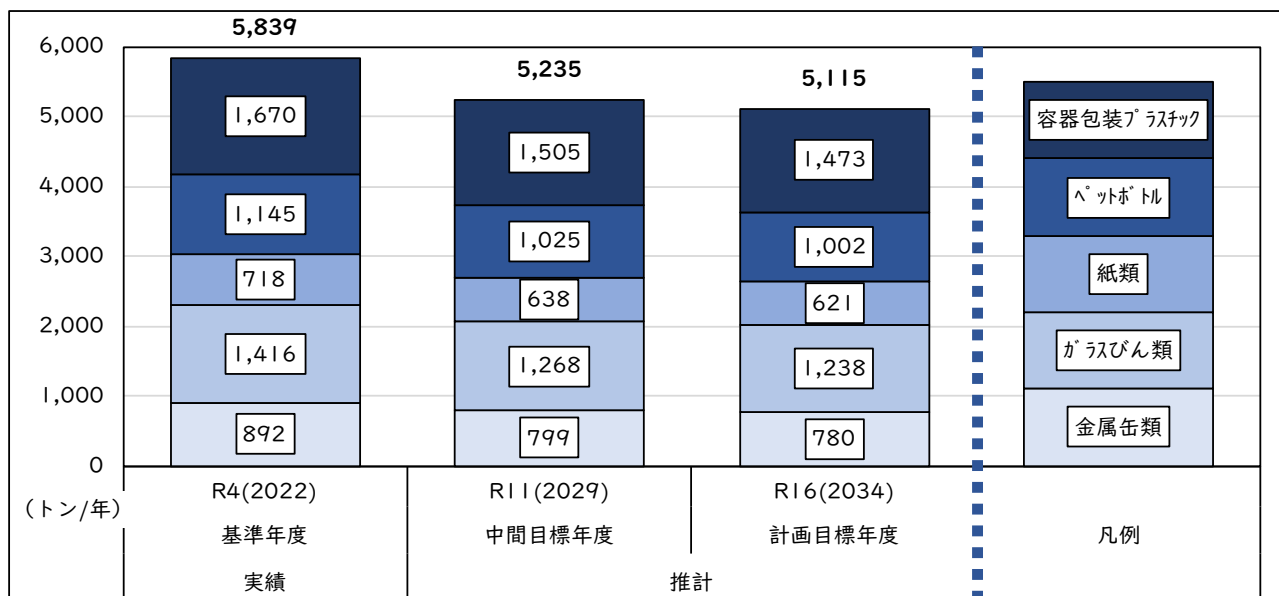
※四捨五入の関係により合計が一致しない場合があります。

※詳細は資料編 p.●、表●参照

図1-15 粗大ごみ処理施設の搬入量 現状推計結果

③ リサイクルプラザ

リサイクルプラザの処理量の現状推計結果を図1-16に示します。



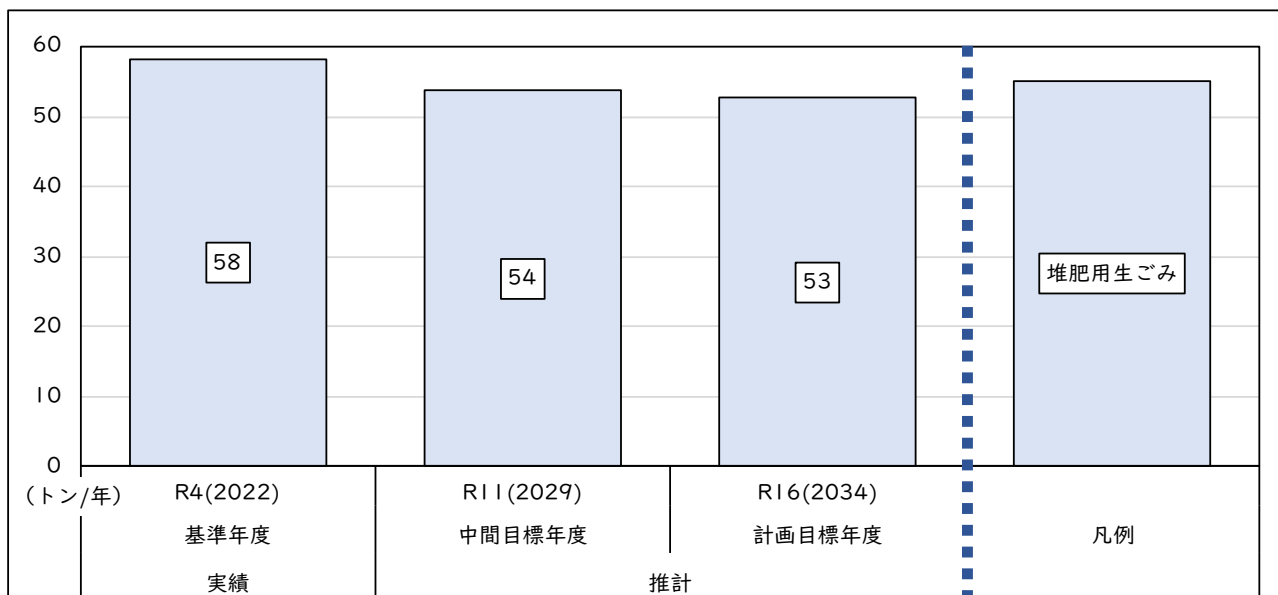
※四捨五入の関係により合計が一致しない場合があります。

※詳細は資料編 p.●、表●参照

図1-16 リサイクルプラザの搬入量 現状推計結果

④ リサイクルフラワーセンター

リサイクルフラワーセンターの処理量の現状推計結果を図1-17に示します。

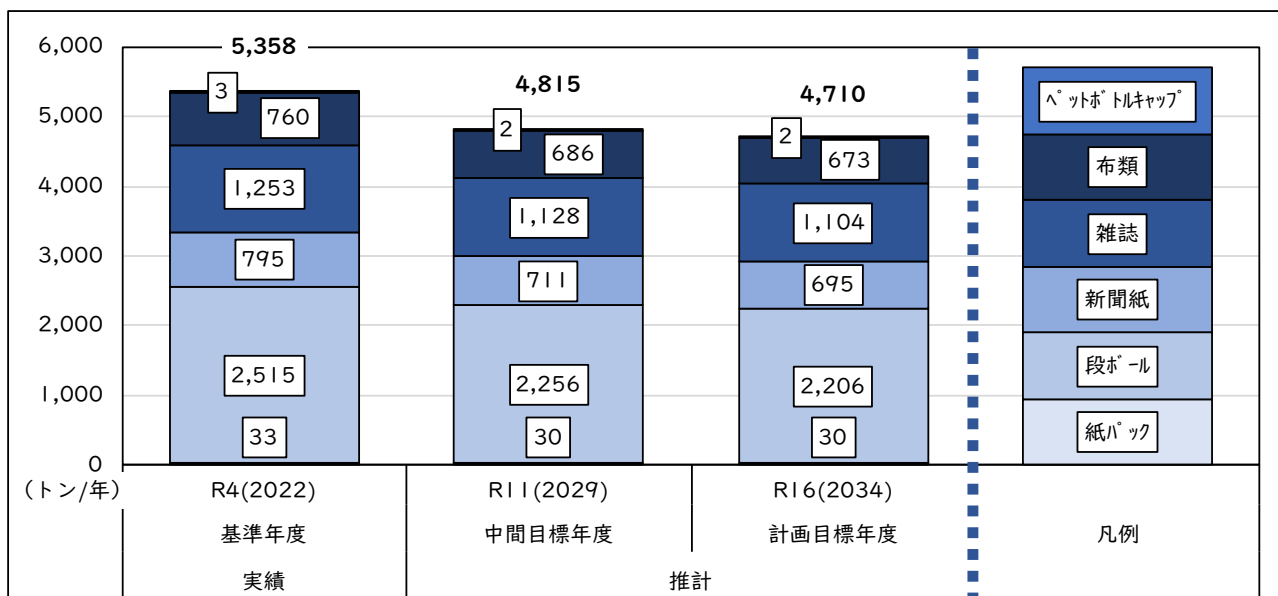


※詳細は資料編 p.●、表●参照

図1-17 リサイクルフラワーセンターの搬入量 現状推計結果

⑤ 直接資源化（2市合計）

蕨戸田衛生センター組合を経由せず、集積所から直接資源化業者に引き渡される直接資源化量の現状推計結果を図1-18に示します。



※四捨五入の関係により合計が一致しない場合があります。

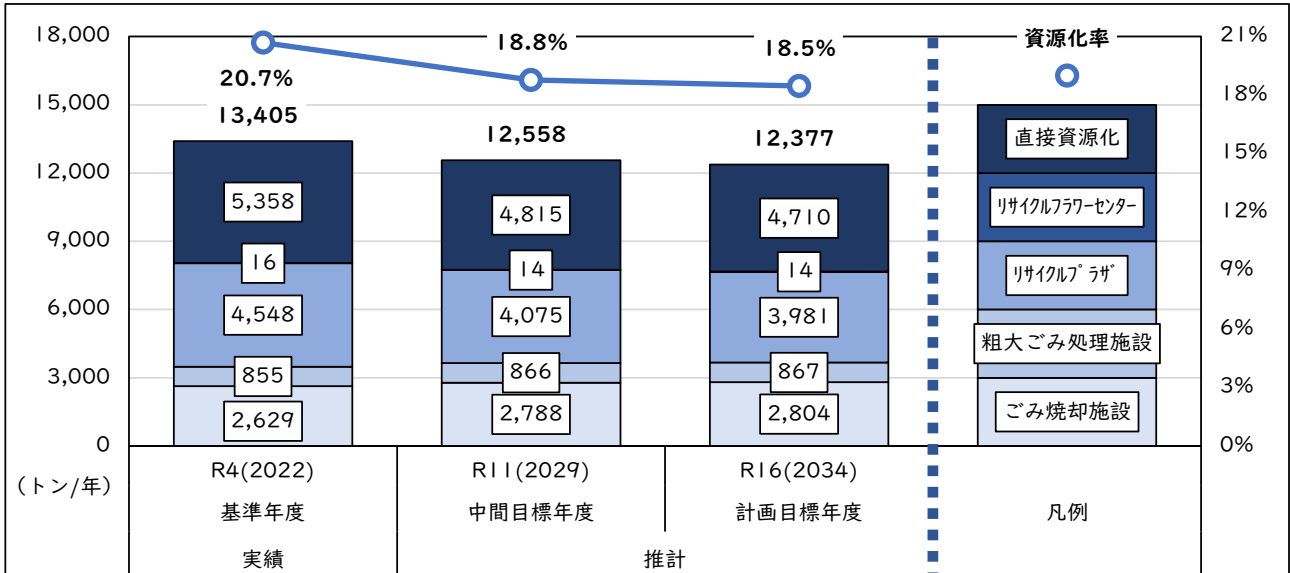
※詳細は資料編 p.●、表●参照

図1-18 直接資源化量 現状推計結果

4) 資源化量

資源化量及び資源化率の現状推計結果を図1-19に示します。

家庭から排出される資源物が減少傾向にある一方で、焼却処理される事業系ごみが増加傾向にあるため、ごみ全体に占める資源物の割合が減少する推計になっています。



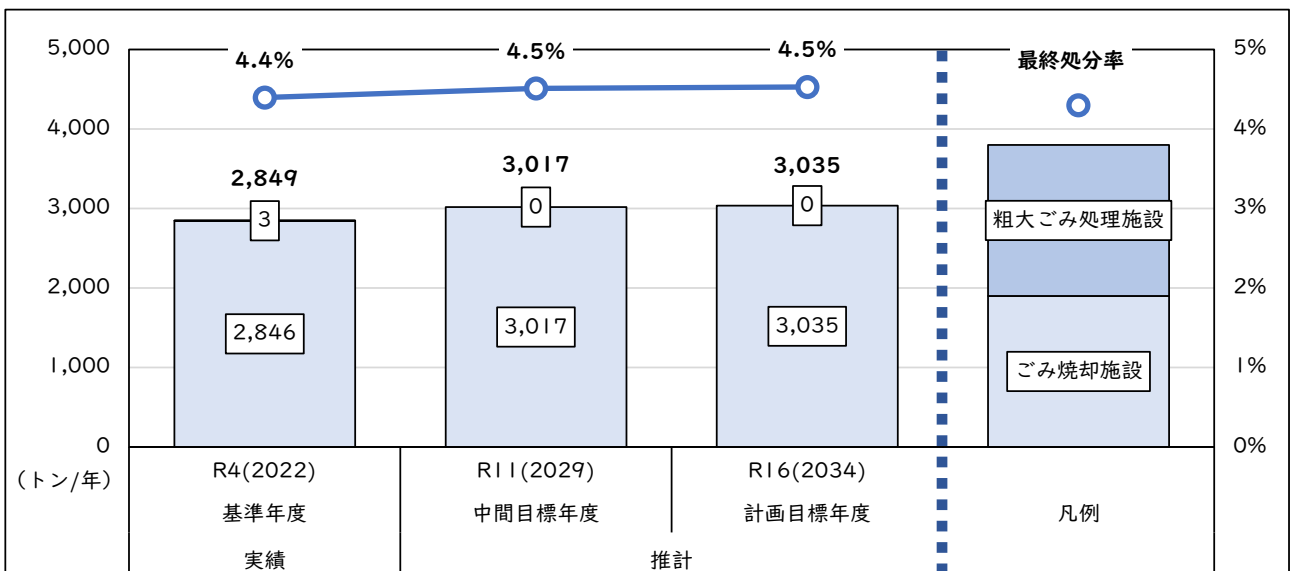
※四捨五入の関係により合計が一致しない場合があります。

※詳細は資料編 p.●、表●参照

図1-19 資源化量 現状推計結果

5) 最終処分量

最終処分量及び最終処分率の現状推計結果を図1-20に示します。



※四捨五入の関係により合計が一致しない場合があります。

※詳細は資料編 p.●、表●参照

図1-20 最終処分量 現状推計結果

(3) 目標推計（目標達成のための施策を実施した場合のごみ量推計）

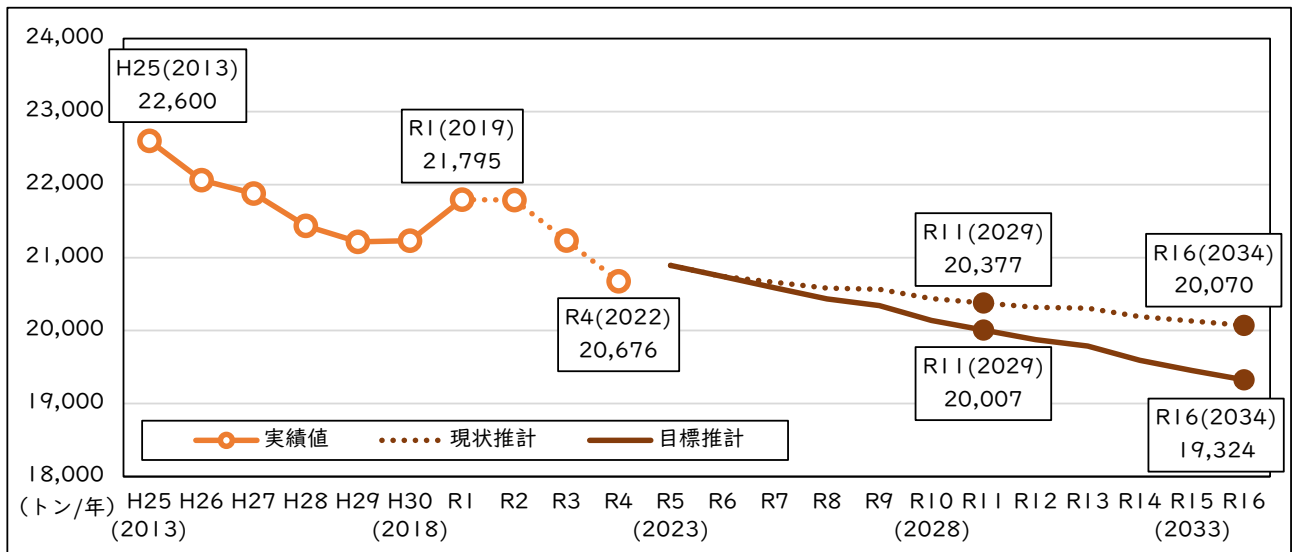
目標推計については、現状推計結果に対して、「p.27 目標達成のための施策」に示す各種施策を実施した場合の減量化、資源化効果を反映することによって推計しました。

1) ごみ排出量

① 蕨市

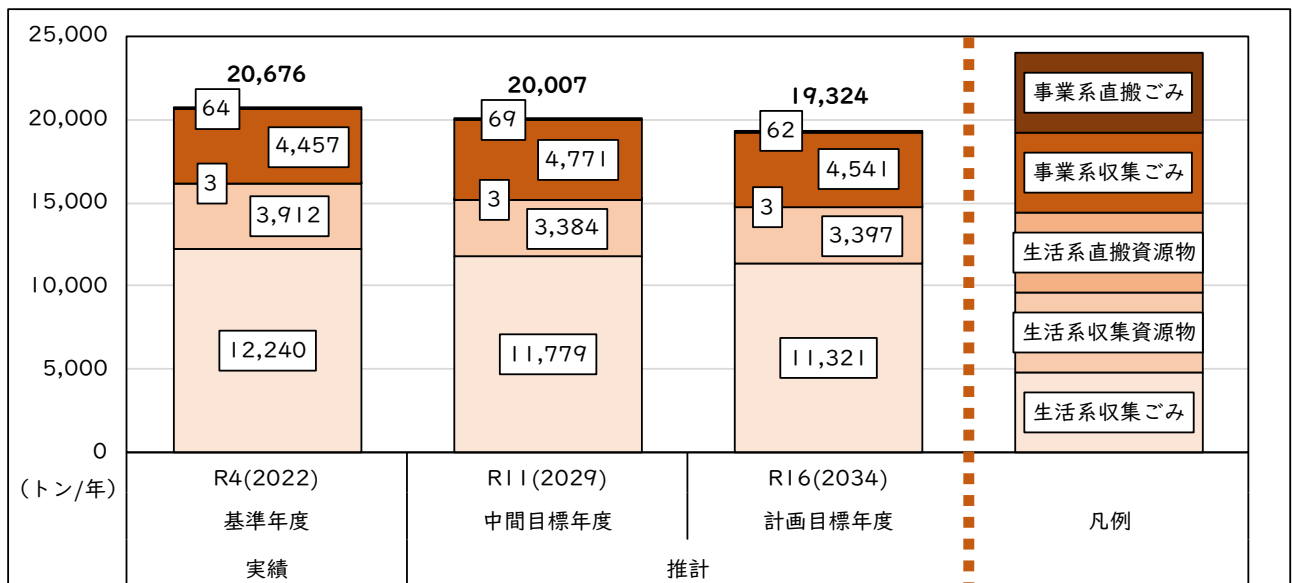
蕨市のごみ排出量の目標推計結果を図1-21に、品目別ごみ排出量の目標推計結果を図1-22に示します。

現状推計と比べて、令和16(2034)年度時点で約700トン、率で約3.7%の減量となります。



※詳細は資料編 p.●、表●参照

図1-21 ごみ排出量 目標推計結果（蕨市）



※四捨五入の関係により合計が一致しない場合があります。

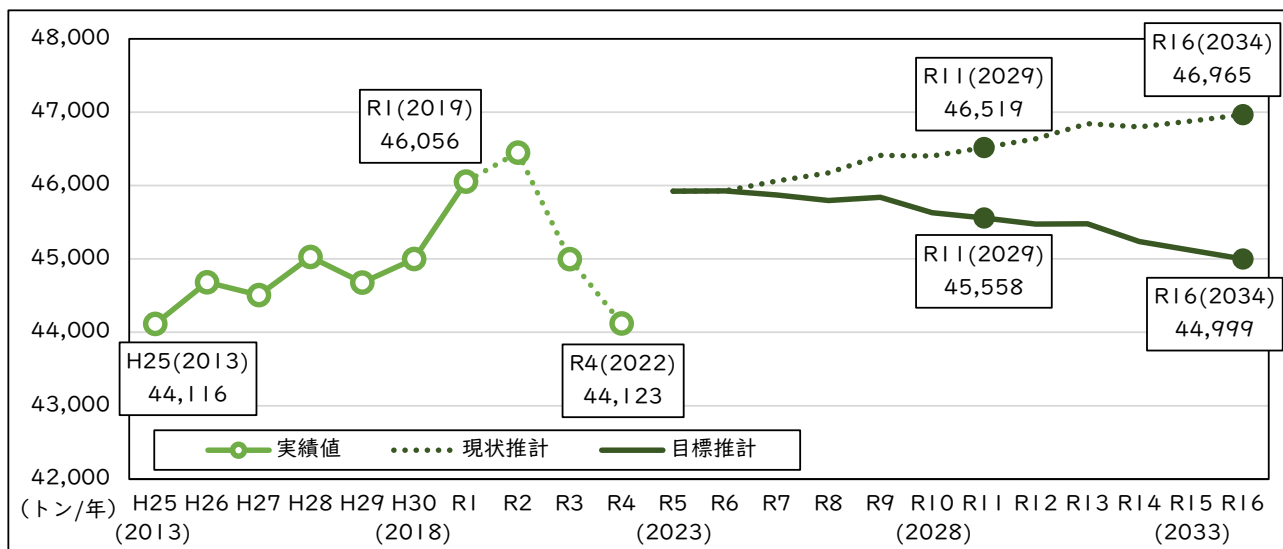
※詳細は資料編 p.●、表●参照

図1-22 品目別ごみ排出量 目標推計結果（蕨市）

② 戸田市

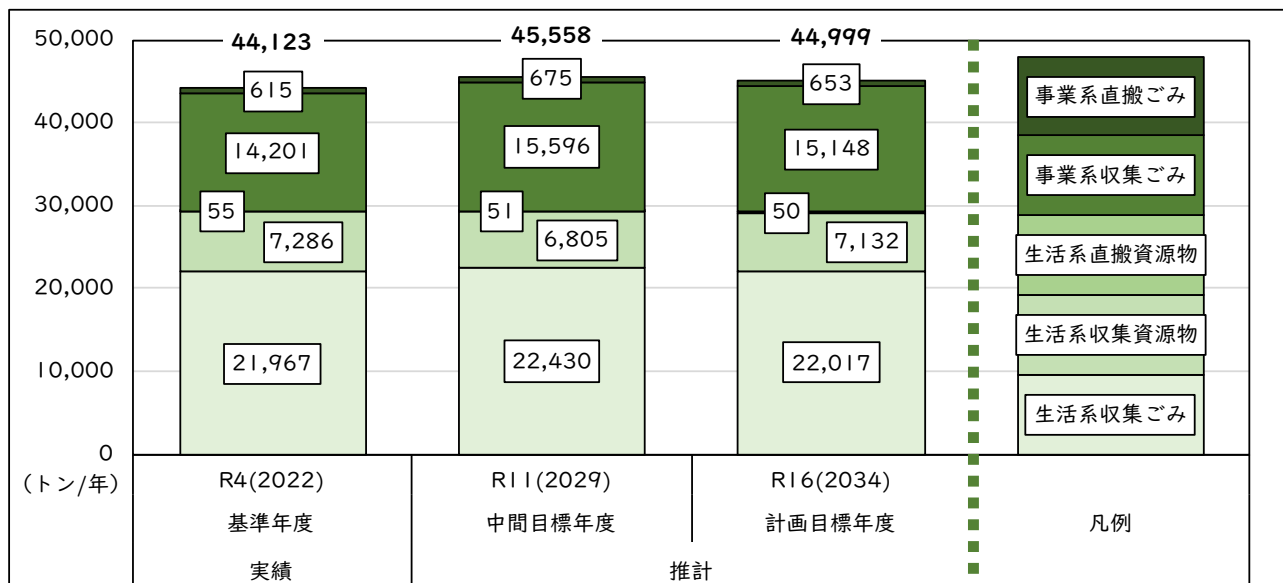
戸田市のごみ排出量及びごみ排出量原単位の目標推計結果を図1-23に、品目別ごみ排出量の目標推計結果を図1-24に示します。

現状推計と比べて、令和16(2034)年度時点で約2,000トン、率で約4.2%の減量となります。



※詳細は資料編 p.●、表●参照

図1-23 ごみ排出量 目標推計結果 (戸田市)



※四捨五入の関係により合計が一致しない場合があります。

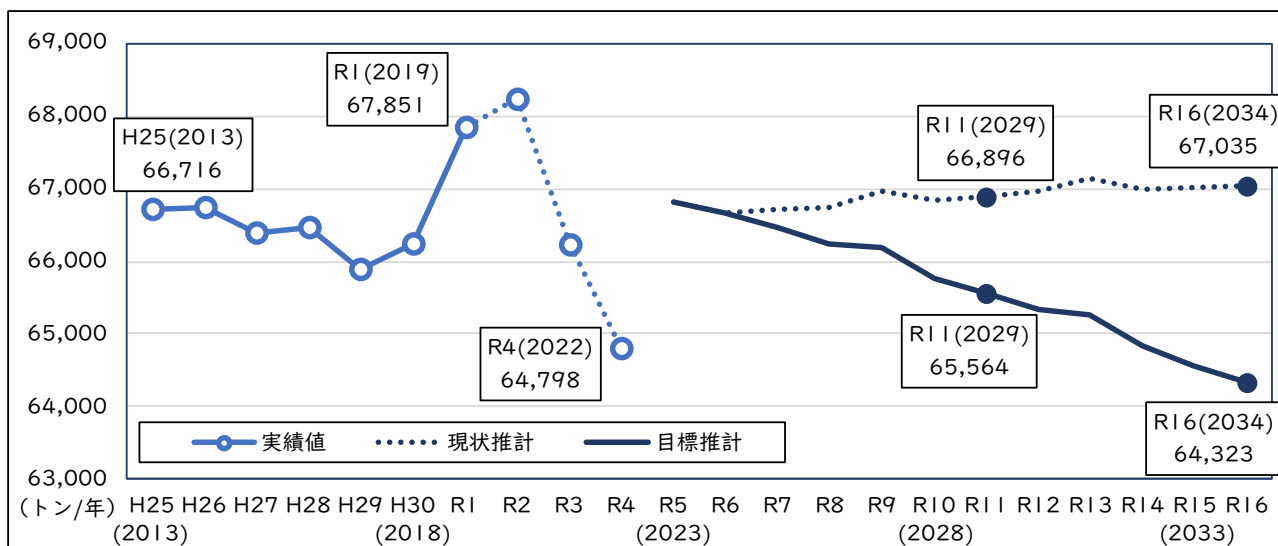
※詳細は資料編 p.●、表●参照

図1-24 品目別ごみ排出量 目標推計結果 (戸田市)

③ 2市合計

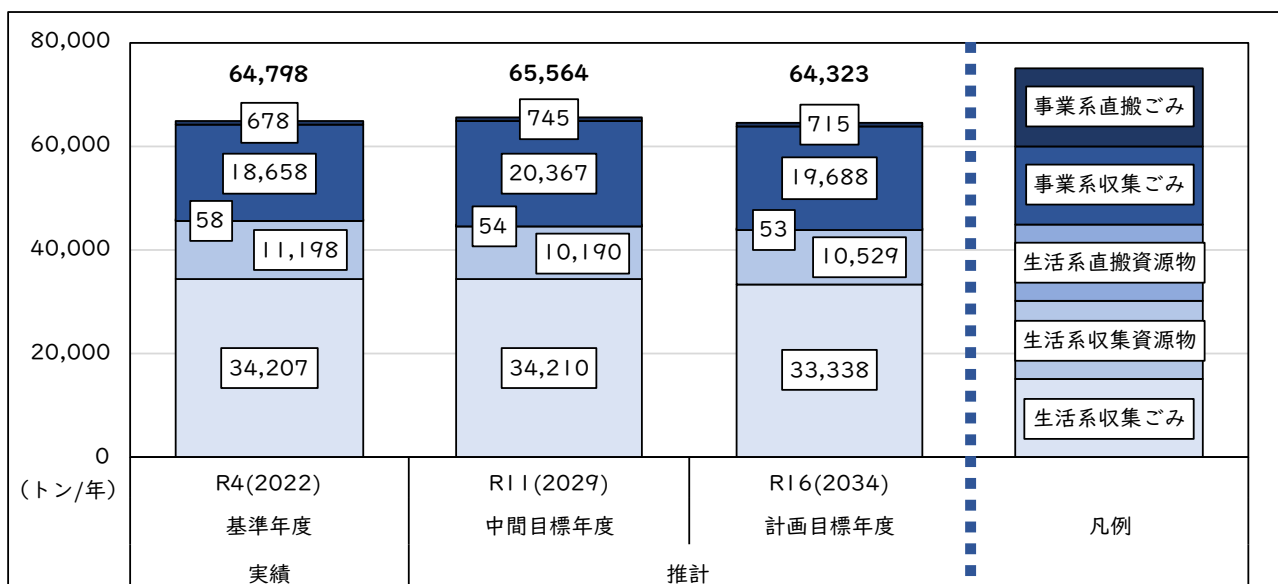
2市合計のごみ排出量及びごみ排出量原単位の目標推計結果を図1-25に、品目別ごみ排出量の目標推計結果を図1-26に示します。

現状推計と比べて、令和16(2034)年度時点で約2,700トン、率で約4.0%の減量となります。



※詳細は資料編 p.●、表●参照

図1-25 ごみ排出量 目標推計結果 (2市合計)



※四捨五入の関係により合計が一致しない場合があります。

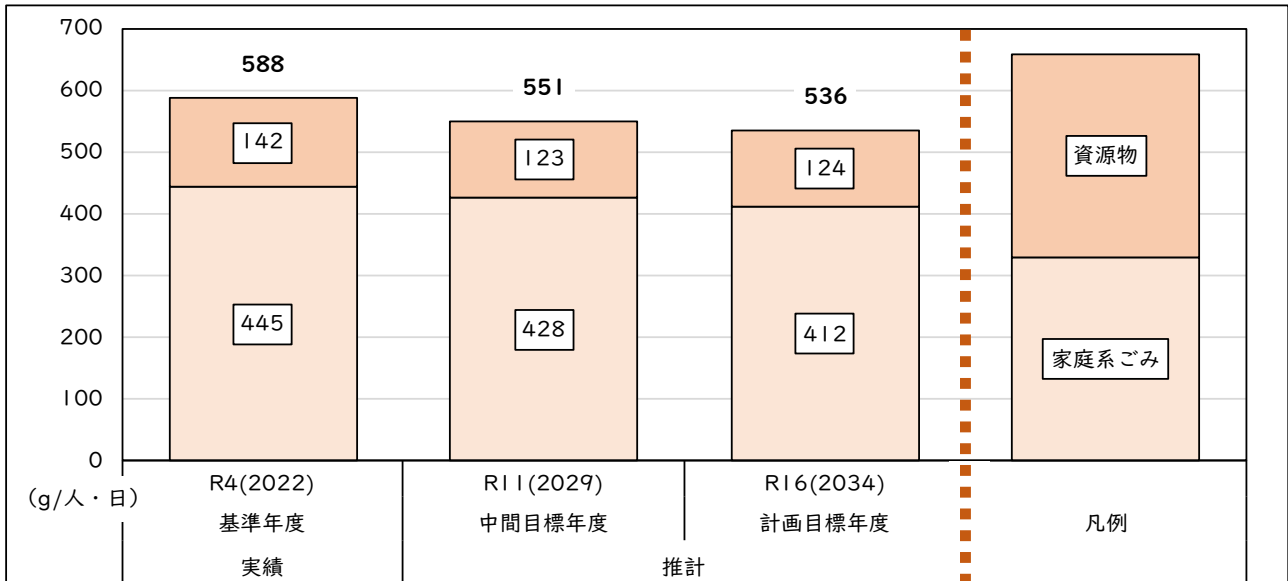
※詳細は資料編 p.●、表●参照

図1-26 品目別ごみ排出量 目標推計結果 (2市合計)

2) 1人1日あたり生活系ごみ排出量

① 蕨市

蕨市の1人1日あたり生活系ごみ排出量の目標推計結果を図1-27に示します。



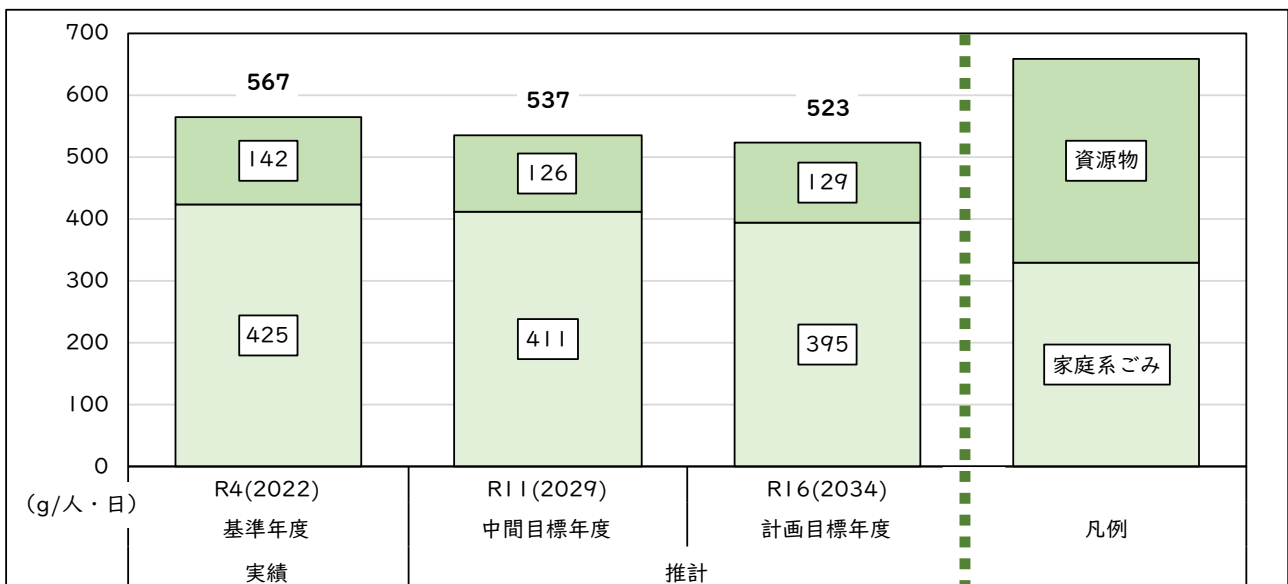
※四捨五入の関係により合計が一致しない場合があります。

※詳細は資料編 p.●、表●参照

図1-27 1人1日あたり生活系ごみ排出量 目標推計結果 (蕨市)

② 戸田市

戸田市の1人1日あたり生活系ごみ排出量の目標推計結果を図1-28に示します。



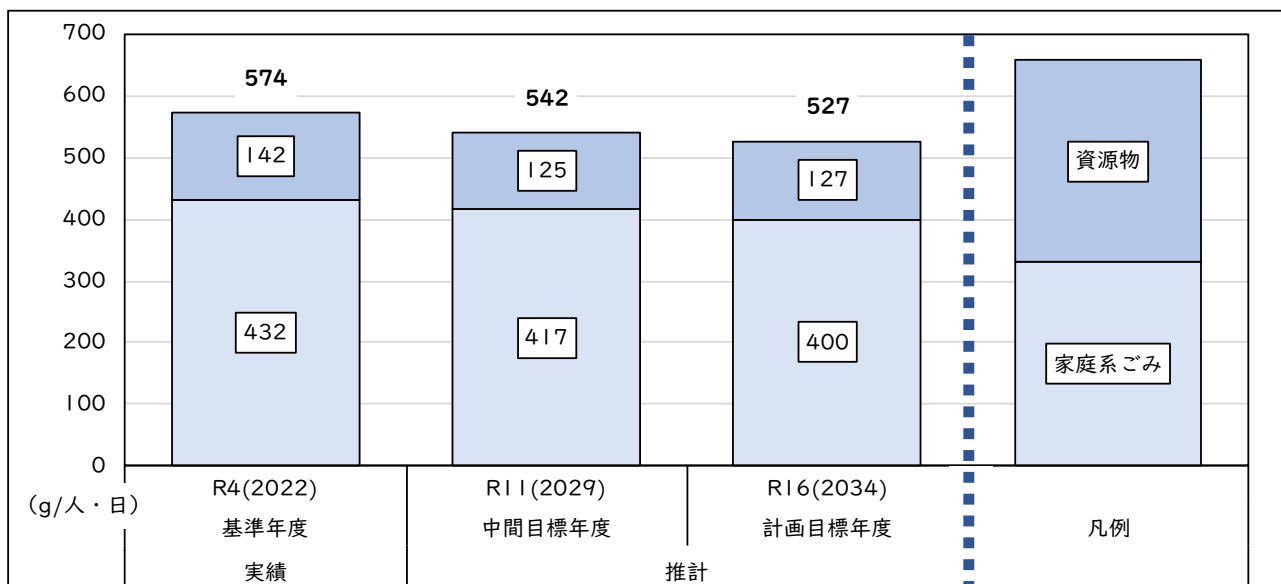
※四捨五入の関係により合計が一致しない場合があります。

※詳細は資料編 p.●、表●参照

図1-28 1人1日あたり生活系ごみ排出量 目標推計結果 (戸田市)

③ 2市合計

2市合計の1人1日あたり生活系ごみ排出量の目標推計結果を図1-29に示します。



※四捨五入の関係により合計が一致しない場合があります。

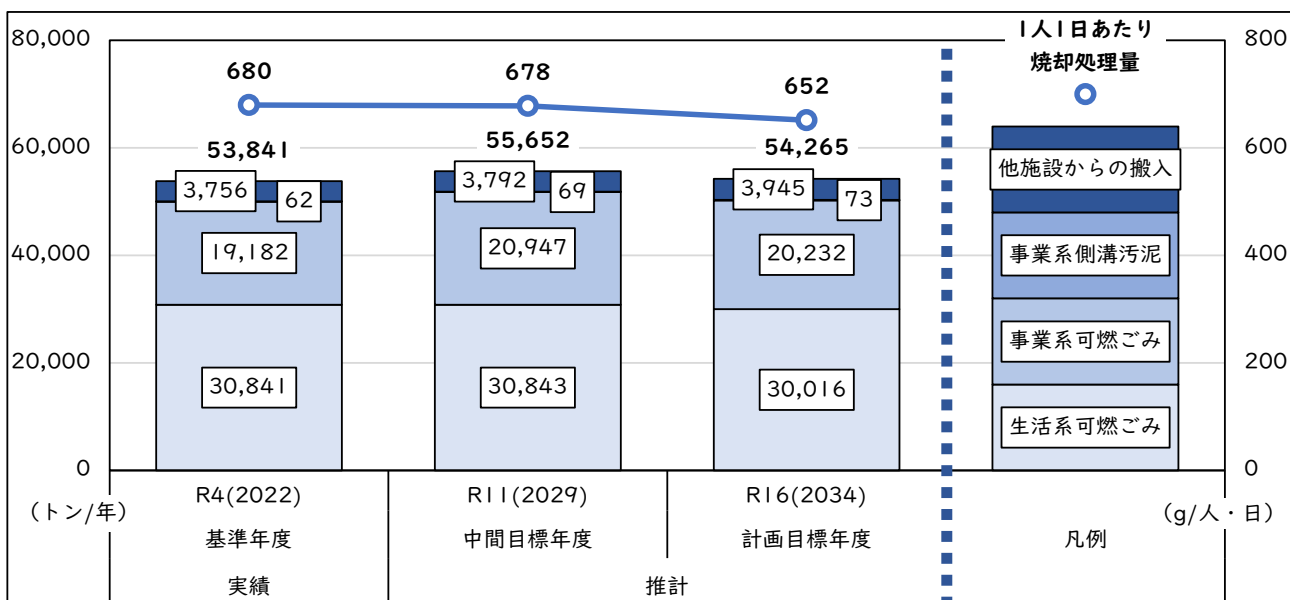
※詳細は資料編 p.●、表●参照

図1-29 1人1日あたり生活系ごみ排出量 目標推計結果 (2市合計)

3) ごみ処理量

① ごみ焼却施設

ごみ焼却施設の処理量及び1人1日あたり焼却処理量の目標推計結果を図1-30に示します。



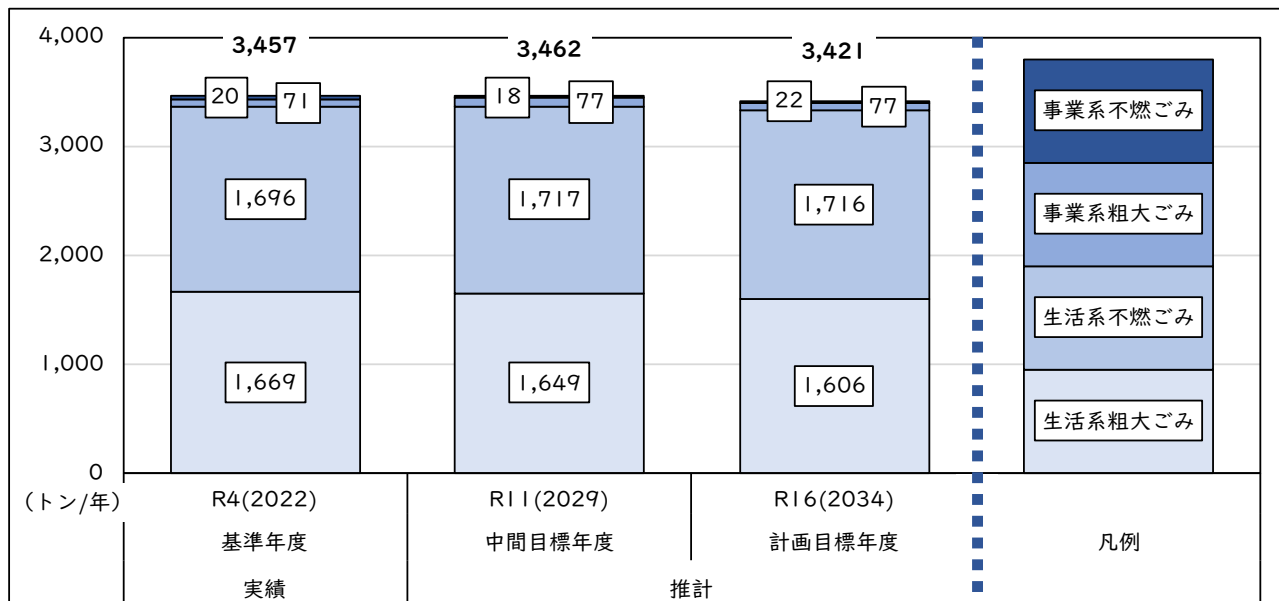
※四捨五入の関係により合計が一致しない場合があります。

※詳細は資料編 p.●、表●参照

図1-30 ごみ焼却施設の搬入量 目標推計結果

② 粗大ごみ処理施設

粗大ごみ処理施設の処理量の目標推計結果を図1-31に示します。



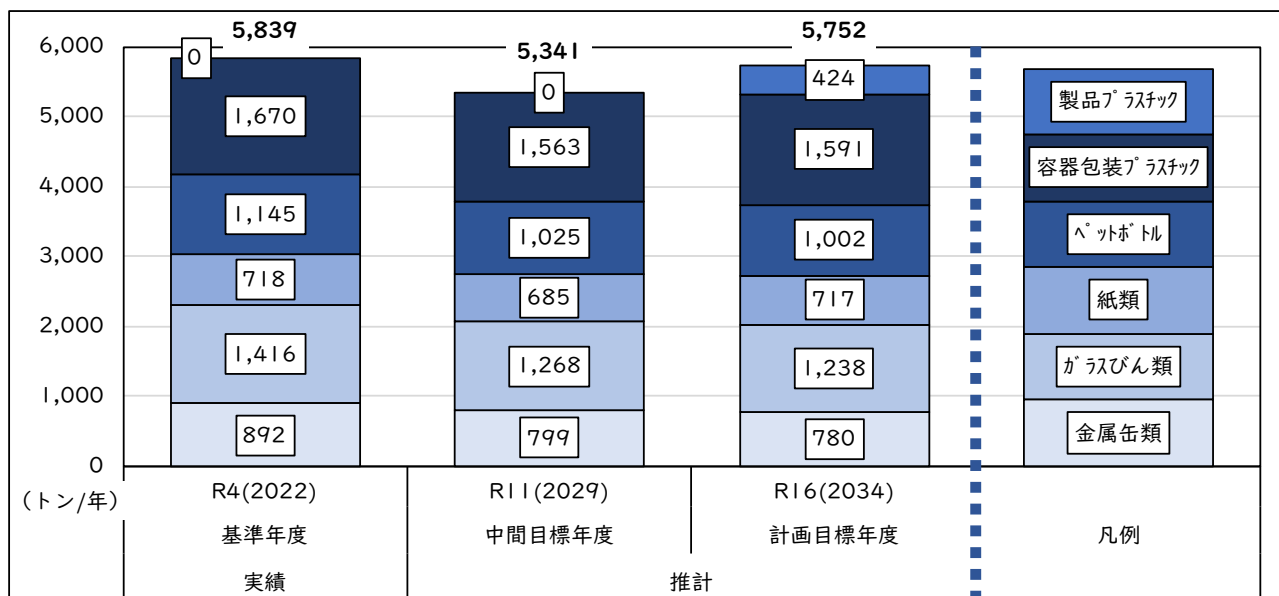
※四捨五入の関係により合計が一致しない場合があります。

※詳細は資料編 p.●、表●参照

図1-31 粗大ごみ処理施設の搬入量 目標推計結果

③ リサイクルプラザ

リサイクルプラザの処理量の目標推計結果を図1-32に示します。



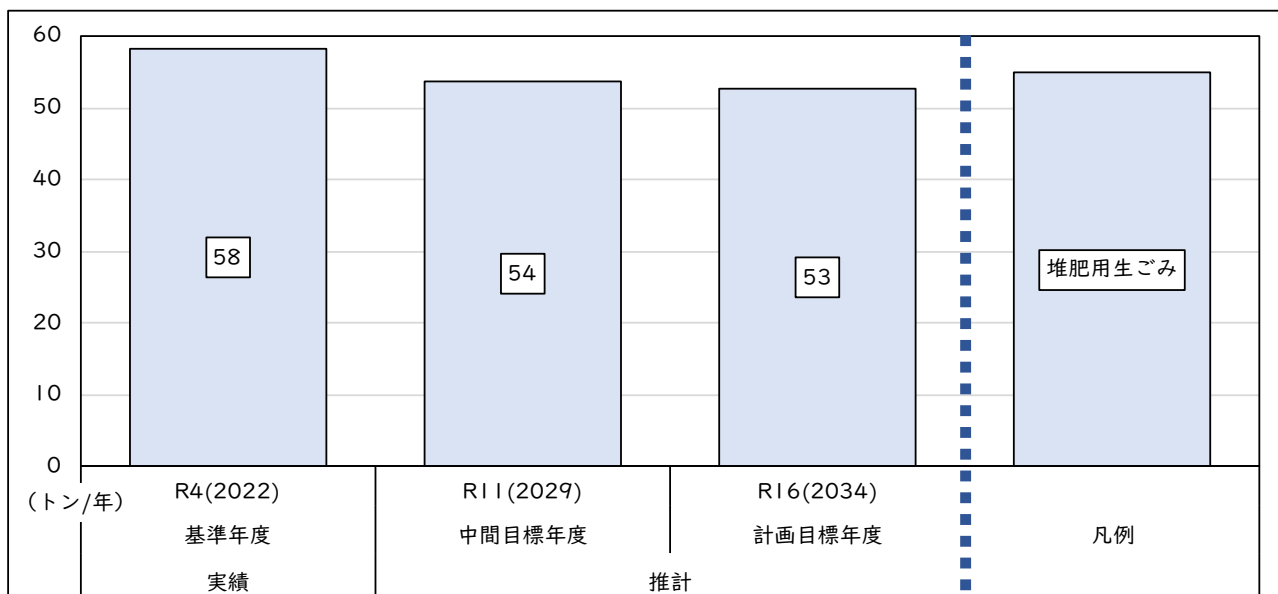
※四捨五入の関係により合計が一致しない場合があります。

※詳細は資料編 p.●、表●参照

図1-32 リサイクルプラザの搬入量 目標推計結果

④ リサイクルフラワーセンター

リサイクルフラワーセンターの処理量の目標推計結果を図1-33に示します。



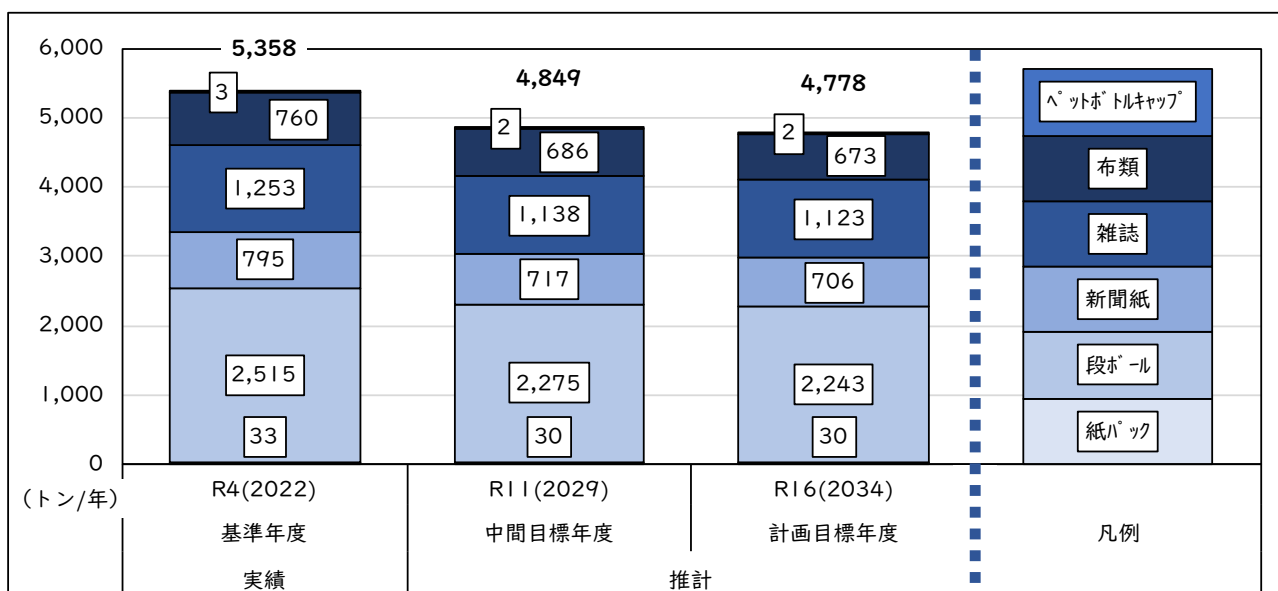
※四捨五入の関係により合計が一致しない場合があります。

※詳細は資料編 p.●、表●参照

図1-33 リサイクルフラワーセンターの搬入量 目標推計結果

⑤ 直接資源化（2市合計）

蕨戸田衛生センター組合を經由せず、集積所から直接資源化業者に引き渡される直接資源化量の目標推計結果を図1-34に示します。



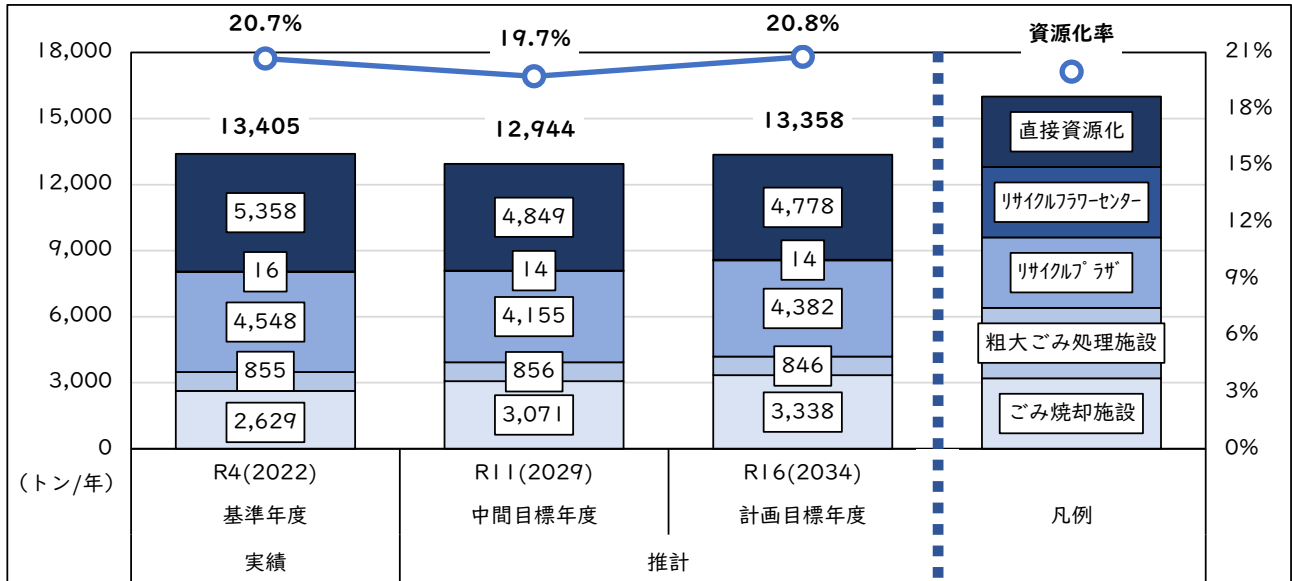
※四捨五入の関係により合計が一致しない場合があります。

※詳細は資料編 p.●、表●参照

図1-34 直接資源化量 目標推計結果

4) 資源化量

資源化量及び資源化率の目標推計結果を図1-35に示します。



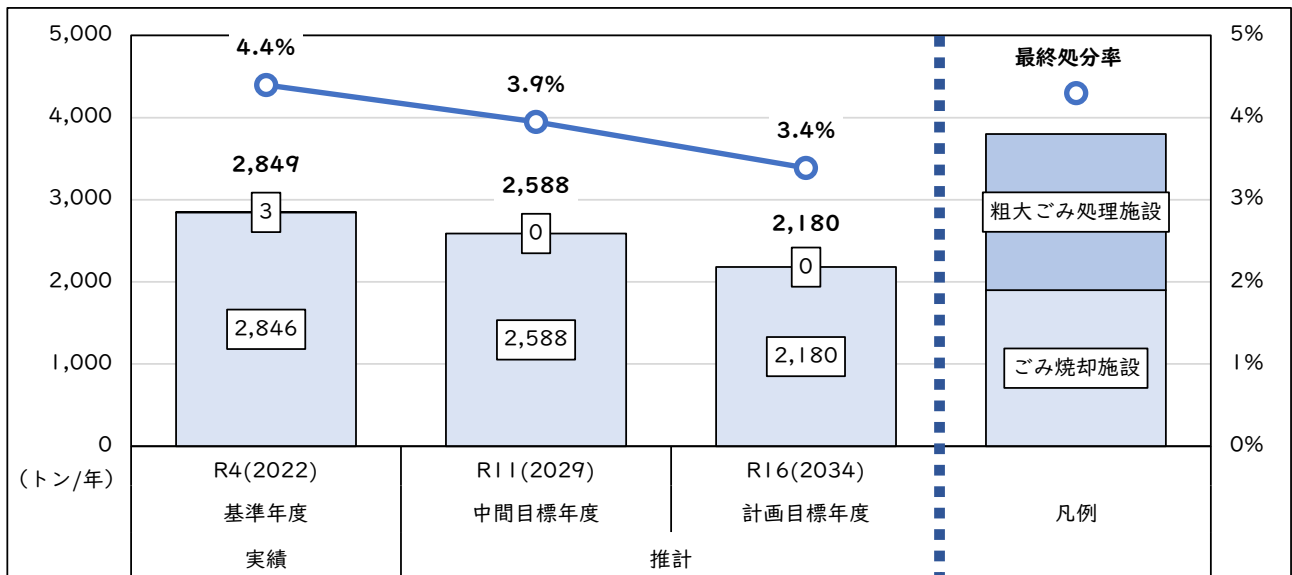
※四捨五入の関係により合計が一致しない場合があります。

※詳細は資料編 p.●、表●参照

図1-35 資源化量 目標推計結果

5) 最終処分量

最終処分量及び最終処分率の目標推計結果を図1-36に示します。



※四捨五入の関係により合計が一致しない場合があります。

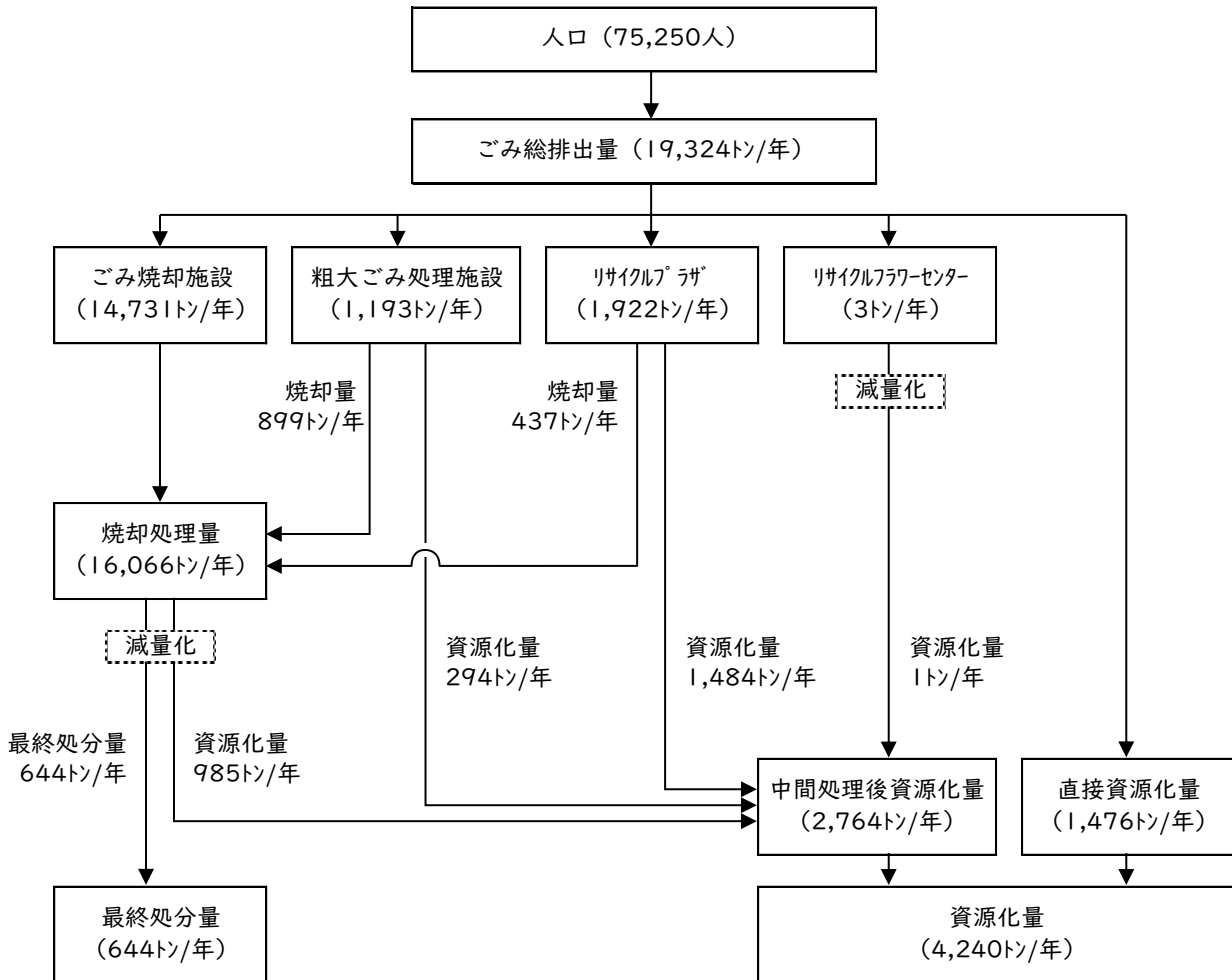
※詳細は資料編 p.●、表●参照

図1-36 最終処分量 目標推計結果

6) 計画目標年度におけるごみ処理状況フロー

① 蕨市

令和 16 (2034) 年度における、蕨市のごみの排出から最終処分に至るまでのごみ処理フローを図 1-37 に示します。

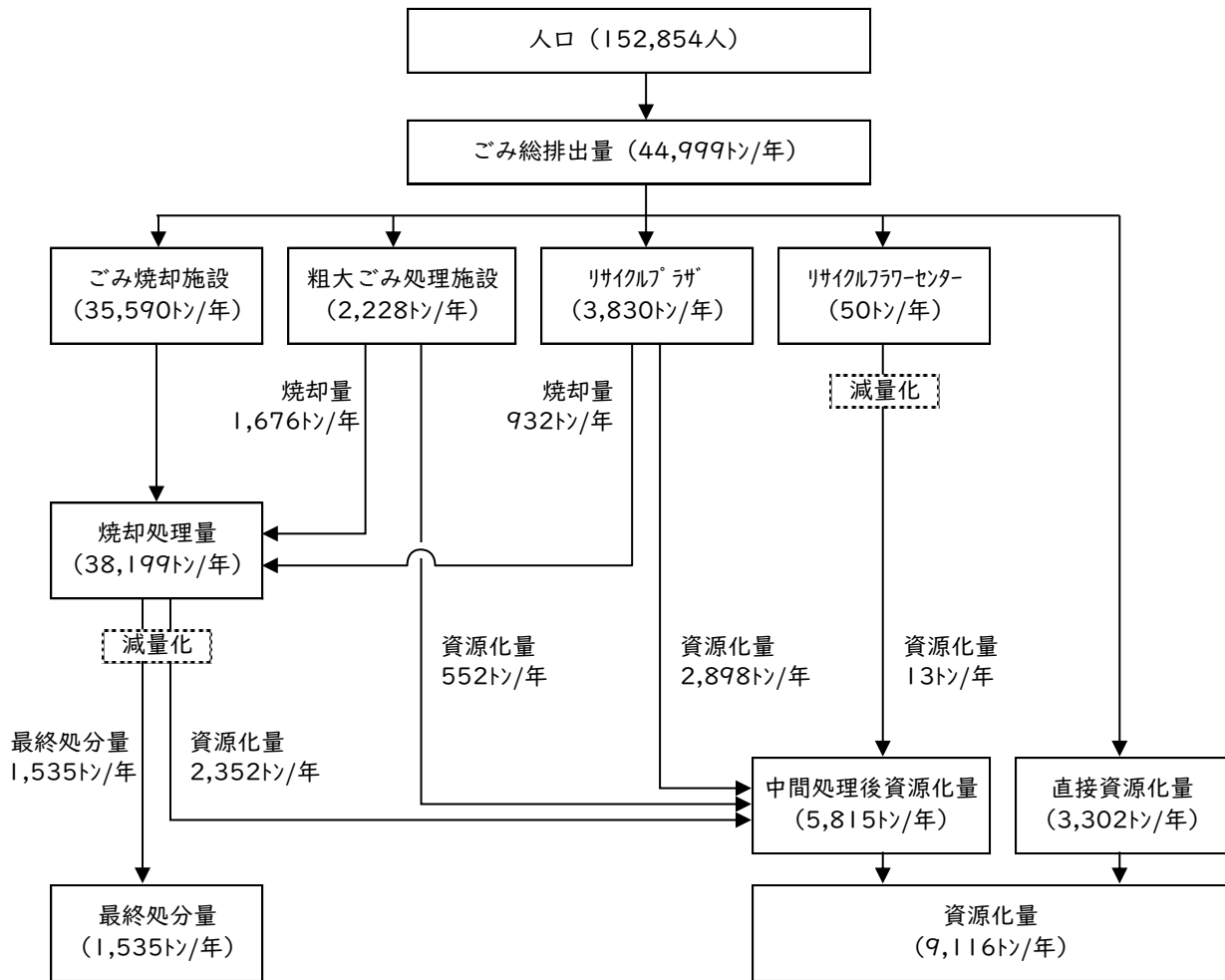


※四捨五入の関係により合計が一致しない場合があります。

図 1-37 ごみ処理フロー (令和 16 (2034) 年度 蕨市)

② 戸田市

令和 16 (2034) 年度における、戸田市のごみの排出から最終処分に至るまでのごみ処理フローを図 1-38 に示します。

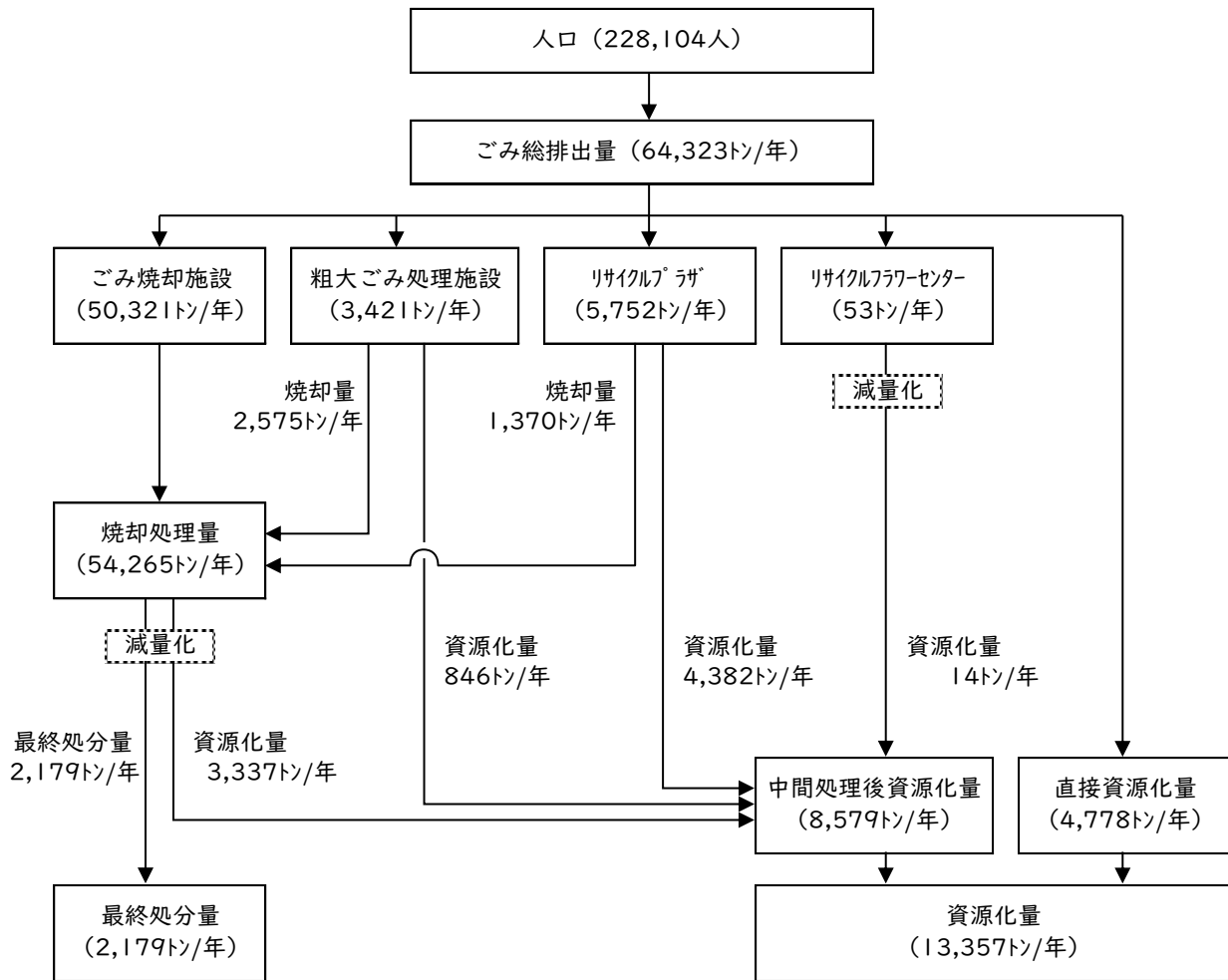


※四捨五入の関係により合計が一致しない場合があります。

図 1-38 ごみ処理フロー (令和 16 (2034) 年度 戸田市)

③ 2市合計

令和16(2034)年度における、2市合計のごみの排出から最終処分に至るまでのごみ処理フローを図1-39に示します。



※四捨五入の関係により合計が一致しない場合があります。

図1-39 ごみ処理フロー(令和16(2034)年度 2市合計)

第2節 目標達成のための施策

「p.1 ごみ処理の基本方針」に示したごみ処理の基本方針に基づき、「p.● ごみ処理の課題」に示した両市及び組合におけるごみ処理の課題の解決、及び「p.2 ごみ処理の数値目標」に示したごみ処理の目標達成に向けて、次に示す施策を推進していきます。

なお、施策ごとに重点事業を設定し、取組みを進めます。

基本方針Ⅰ ごみの減量化と資源化の促進 に基づく施策

Ⅰ. 発生抑制計画

ごみの減量化と資源化には、ごみの排出者である市民や市内事業者の協力が不可欠です。本計画では、生ごみと食品ロス、プラスチック、事業系一般廃棄物（以下、「事業系ごみ」といいます。）の発生抑制に取り組みます。

（1）生ごみ・食品ロスの発生抑制【重点事業】 [p.39 食品ロス削減推進計画 参照]

1) 3キリ（使いキリ、食べキリ、水キリ）運動の促進

市民に向けて、買った食材を使い切る「使いキリ」、食べ残しをしない「食べキリ」、生ごみを出す前に水を切る「水キリ」を行う3キリ運動を促進し、生ごみや食品ロスの発生を抑制します。

また、食品ロス実態調査結果などを活用した、市民にとって取り組みやすい効果的な食品ロス削減の手法を普及啓発するとともに、その効果について情報提供します。

2) 事業者に向けた生ごみ・食品ロスの発生抑制の啓発

事業者やその利用者に向けて、宴会時などの最初の30分間と最後の10分間は食事を楽しむ時間とし、食べ残しの削減を呼びかける30・10（さんまるいちまる）運動を啓発することや、消費・賞味期限前の販売促進、消費者のニーズに合わせた小分け商品や小盛メニューの提供などを促進することで、事業所から排出される生ごみや食品ロスの発生を抑制します。

3) フードドライブの推進、フードバンクとの連携推進

家庭や事業所で余っている食品を集めるフードドライブを推進し、事業者が食品の製造、流通及び消費の事業活動で廃棄される食品をフードバンクに提供することを促進することで、食品ロスの削減を図るとともに、食品を必要とする子ども食堂やフードパントリーなどの活動を支援します。

また、これらの活動について市民や事業者に対して情報提供や普及啓発を行います。

4) 災害用備蓄食料の有効活用の推進

保存期限が近づき入替の対象となった公共施設や事業所の災害用備蓄食料を、必要とする個人や団体へ寄付するなど、有効活用を図ります。

（2）廃プラスチックの発生抑制【重点事業】

1) 廃プラスチックの発生抑制と啓発

マイバッグやマイボトル、マイ箸、マイ傘袋などの利用促進、簡易包装や詰め替え製品などの環境配慮型商品の購入促進など、廃プラスチックの発生抑制のための啓発に取り組みます。

(3) 循環型ライフスタイルの促進

1) 循環型ライフスタイルの継続的な意識啓発

両市と組合ホームページや両市の広報紙・メディアなどにおいて、3R（リデュース、リユース、リサイクル）に関連する情報提供を行うほか、両市のイベントなどで啓発します。

また、循環型ライフスタイルの形成のため、不要な物は受け取らない（Refuse、リフューズ）意識啓発や、レンタル、リース、シェアリング、サブスクリプションなどのサービスの利用を促進します。

2) 民間事業者などによる3R関連サービスの利用促進

不要となったモノを捨てずに、フリーマーケットや不用品譲渡WEBサービス、リサイクルショップや不用品比較査定WEBサービス、衣類やその他の製品の店頭回収などについて、必要に応じて事業者と連携し、市民に向けて情報提供を行うことで、利用を推進します。

(4) 事業系ごみの減量化の推進【重点事業】

1) 事業系ごみ排出事業者へのごみ減量協力依頼

事業系ごみの排出事業者に対して、両市の条例の規定に基づき、事業系ごみの減量に必要な協力を求めるとともに、必要に応じて指導や助言を行います。

また、ホームページへの掲載などにより減量化及び資源化方法を周知するほか、さらに有効な周知啓発方法を検討します。

さらに、事業系ごみ指定袋制度によって、事業系ごみの排出を抑制します。

2. 資源化計画

資源として活用できるモノがごみとして排出されることで、有効活用されず、その処理に多くのエネルギーが消費されることとなります。家庭や事業所で排出前に資源物として分別したり、ごみとして集められたものから資源物を選別したり、ごみとして処理された後の灰を資源化するなど、ごみの発生から処理の各段階で可能な限りの資源化を図ります。

(1) 分別の徹底【重点事業】

1) 可燃ごみとして排出されている資源物（紙類、容器包装プラスチック、衣類）の分別促進

資源物の分別ルールをわかりやすくし、可燃ごみとして排出されている紙類、容器包装プラスチック及び衣類の分別と資源化を促進します。

2) 不燃ごみとして排出されている資源物（小型家電・二次電池）の分別促進

小型家電回収ボックスの設置や粗大ごみ処理施設での小型家電の回収、小型家電や二次電池に係る分別区分の新設などにより、不燃ごみとして排出されている小型家電や二次電池の分別と資源化を促進します。

(2) 粗大ごみの再資源化推進【重点事業】

1) 粗大ごみの資源化の推進

粗大ごみの中から、小型家電や金属製品、スプリング入りマットレス、羽毛布団などを選別して資源化を行うとともに、容器包装プラスチック以外のプラスチックや廃棄自転車の資源化について検討します。また、状態が良い家具については清掃・補修して再生家具として販売するほか、市民

から市民へのリユースや、販売されなかった再生家具の譲渡の活性化のため、不用品譲渡 WEB サービスなどの周知啓発を行います。

(3) 事業者における資源化促進【重点事業】

1) 事業系ごみとして排出されている資源物（厨芥類、紙類など）の資源化促進

廃棄物再生事業者などとの連携や、制度の周知などにより、事業系可燃ごみとして排出されている厨芥類や紙類などの資源化を促進します。

(4) 処理残渣の資源化推進【重点事業】

1) 粗大ごみ、不燃ごみに含まれる非鉄金属の回収・資源化方法の検討

今後の施設整備の検討とあわせて、粗大ごみや不燃ごみに含まれる、アルミニウムなどの非鉄金属の回収・資源化を検討します。

2) 焼却処理後の固化灰、不燃残渣の資源化の推進

資源化の促進と最終処分量の減量のため、固化灰や不燃残渣については資源化を継続するとともに、現在最終処分（埋立）している固化灰のさらなる資源化を推進します。

(5) 生ごみ・食品ロスの資源化検討【重点事業】 [p.39 食品ロス削減推進計画 参照]

1) 食品ロスの有効活用方法（子ども食堂、フードパントリーなど）の検討

[p.27 3) フードドライブの推進、フードバンクとの連携推進 参照]

2) コンポスト容器などによる生ごみ堆肥化の促進

家庭における生ごみの資源化を促進するため、コンポストについて有効性を啓発し、戸田市においては生ごみ処理器を購入する際の補助制度を継続し、周知を行います。

3) リサイクルフラワーセンターの活用推進

リサイクルフラワーセンターでの生ごみ堆肥化及び花苗との交換を継続して、生ごみの減量化及び資源化と、地域の環境美化を推進するとともに、施設機能及び生産された肥料や花苗を活用したさらなる環境意識の啓発を行います。

4) 生ごみ・食品ロスの分別収集方法の調査研究

生ごみや食品ロスのより一層の資源化を推進するため、効果的・効率的な分別収集方法などについて、先進事例を調査研究します。

(6) 使用済プラスチック使用製品の資源化検討【重点事業】

1) 使用済プラスチック使用製品の収集・中間処理方法の検討

さらなる資源化を進めるため、使用済プラスチック使用製品の適切な収集・中間処理方法、及び施設の整備について検討します。

(7) 可燃ごみに含まれる資源化可能物の資源化検討

1) 使用済紙おむつの資源化の調査研究

使用済紙おむつは、年々発生量が増加しており、今後も増加が見込まれます。パルプや吸水ポリマー（プラスチック）を回収して資源化したり、燃料化してエネルギーを活用したりと、資源化が可能です。分別収集方法や資源化方法について、先進事例を調査研究します。

2) 剪定枝、草木などの資源化の調査研究

剪定枝や草木などは燃料チップなどとして資源化が可能です。剪定枝や草木の資源化については、今後の施設整備の検討とあわせて、先進事例を調査研究します。

基本方針2 適切かつ効果的なごみ処理システムの構築 に基づく施策

3. 収集・運搬計画

家庭から出るごみや、事業所から出るごみのうち産業廃棄物以外のごみの収集運搬は、両市から委託や許可を受けた一般廃棄物処理業許可業者が行っています。また、家庭ごみの集積所の維持管理は、その集積所を利用する市民によって行われています。市民にとって、ごみの収集と集積所の課題はごみ処理の中でも身近な課題でもあるため、解決していく必要があります。

(1) 収集運搬体制の検討

1) 収集体制（収集方式、収集頻度、収集時間）の最適化

ごみの分別・排出のマナーやごみ出しのしやすさ向上のため、市民にとって最適な収集方式や収集頻度、収集時間などについて検討します。

2) 集積所でのごみ散乱防止対策の実施

集積所での散乱防止対策として、両市内では、ごみにネットをかぶせるネット式と、フタ付きのネットボックスにごみを入れるカゴ式が活用されています。

集積所でのごみ散乱を防止し、集積所管理に伴う地域負担の軽減や生活環境の改善、カラスなど鳥獣害軽減、景観の保持のため、現状を把握するとともに費用対効果を考慮しながら、立地に応じた対策を検討します。

3) ごみ収集車の安全対策（交通、火災防止）の強化

ごみ収集車による交通事故を防ぐため、車両周りの安全確認や、スクールゾーンや生活道路における交通安全対策を徹底します。また、リチウムイオン電池やスプレー缶の混入に起因するごみ収集車での火災に対しては、分別の啓発を強化するとともに、車両火災発生時の初動手順を確立するなど、被害拡大を防ぐ体制を強化します。

4) ごみ収集車の環境負荷低減の検討

ごみの収集・運搬時の環境負荷低減のため、低公害・低燃費型のごみ収集車の導入促進や、集積所の状況や収集車両の位置情報の共有による効率化などを、収集運搬事業者とともに検討します。

(2) ごみ分別やごみ出しルールの徹底【重点事業】

1) 家庭系可燃ごみに含まれる不適物の分別の啓発推進

広報紙やホームページなどにより、ごみ出しルールについて継続的に周知啓発を行います。ごみ分別については、可燃ごみとして排出できるものとできないものを、具体例などによりわかりやすく周知啓発を行います。また、ごみの分別ルールの周知啓発を推進するため、ごみ分別アプリなどのデジタルツールの導入についても検討します。

2) 事業系ごみの分別の啓発推進

事業系ごみについては、事業系ごみの搬入検査において収集運搬業者・自己搬入業者への指導を行うほか、排出事業者への直接的な指導や、収集運搬業者を通じた間接的な指導を強化し、廃プラスチックや金属類などの産業廃棄物の不正搬入の防止や、紙類などの資源化を促します。

また、事業系ごみ指定袋制度により、両市外からの不正搬入や不適物の搬入を防止します。さらに、事業系ごみの出し方マニュアルを作成、配布するなど適正な排出方法の周知啓発を行います。

3) 外国人世帯や単身世帯に向けたごみ出しルールの啓発推進

ごみ出しルールが浸透しにくい外国人世帯や単身世帯に向けて、啓発資料の多言語化や掲示場所の工夫、賃貸住宅の管理会社又は貸主との連携、転入時の啓発強化などを行います。また、先進事例の調査研究により、有効な取組みを検討します。

(3) 集積所の適正管理の強化

1) 不適正に排出されたごみの対応・対策検討

日時や分別ルールを守らずに排出されたために回収されなかったごみの管理が、地域の負担にならないよう、取扱いルールを明確化するとともに、周知啓発を行います。

2) カラスなど鳥獣害対策の強化

[p.30 2) 集積所でのごみ散乱防止対策の実施 参照]

3) 回収カゴの管理体制の見直し

回収カゴの経年劣化や汚れの付着により、回収カゴの管理が地域の負担とならないよう、回収カゴの更新頻度や規格の統一について検討します。

4) 集積所の最適な配置の検討

集積所の設置場所や使用状況などの実状を確認し、市民がごみを出しやすいことや、収集体制を考慮した最適な配置などについて検討します。

(4) 粗大ごみの適切な受入体制の検討

1) 粗大ごみの回収申込体制の検討

粗大ごみの申込体制について、WEB受付や電子決済の導入（戸田市導入済）などによる利便性の向上を検討します。

2) 粗大ごみの自己搬入受入体制の検討

現在の施設では構内安全上の理由から停止している粗大ごみの自己搬入受入について、今後の施設整備とあわせて検討します。

(5) ごみ出し困難世帯への対応

1) 高齢者、障がい者などのごみ出し困難世帯への対応

高齢者や障がい者などのごみ出し困難世帯に対して、蕨市では「ふれあい収集」、戸田市では「まごころ収集」として、戸別の訪問収集を継続します。

2) その他ごみ出し困難世帯への対応の調査研究

夜勤者などのごみ出し困難世帯について、ごみ出し機会を適切に提供するため、先進事例を調査研究します。

(6) 市が収集していないごみの収集・処分の検討

1) 市が収集していないごみの収集・処理体制の検討

蕨戸田衛生センターで処理できないため、収集していないごみについて、処理事業者との連携などにより、収集可能とする体制を検討します。

(7) 家庭ごみ集積所への事業系ごみの不法投棄対策

1) 少量事業系ごみの収集方法の調査研究

事業系ごみの不適正排出などを防ぐため、現状を把握するとともに、先進事例を調査研究します。

4. 中間処理計画

蕨戸田衛生センターは、蕨市・戸田市のごみを処理する中間処理施設として、市民生活に欠くことのできない重要な施設です。将来にわたり安定した稼働を続けるため、施設整備と維持管理を、長期的な視点を持ち計画的に進める必要があります。

(1) 各施設の適切な整備と維持管理【重点事業】

1) 今後の施設整備に向けた「施設整備基本構想」の策定

今後の施設整備に向けては、社会情勢の変化に対応するために求められる機能や、老朽化状況などを踏まえ、総合的に検討し、方向性を確立する必要があります。そこで、今後の施設整備の出発点となる計画として「蕨戸田衛生センター施設整備基本構想」を令和 7 (2025) 年度に策定し、施設ごとの更新や延命化など、今後の整備方針と工程を明確にします。

2) 安定稼働継続に向けた各施設・設備の適切な維持管理の実施

各施設の安定稼働継続のため、平成 30 (2018) 年に策定した「施設長寿命化総合計画」に基づき、ライフサイクルコストの低減も考慮しながら、施設ごとの適切な維持管理を実施します。

3) 環境に配慮した施設運営の実施

両市が令和 32 (2050) 年までに「ゼロ・カーボンシティ」を目指すことを宣言し、中間処理でも可能な限り二酸化炭素の排出を抑制することが求められます。そのため、適切な維持管理に基づく施設の安定稼働により、エネルギー消費を最小限にとどめ、焼却によって発生した熱エネルギーを効率的に利用します。また、今後の施設整備の検討とあわせて、環境に配慮した施設について検討します。

(2) 処理体制・各処理施設の強靱化

1) 災害時の処理体制の確保

災害発生時のごみ処理を円滑に行うため、両市の災害廃棄物処理計画を必要に応じ見直すとともに、災害廃棄物の処理体制を強化します。また、戸田市全域が荒川氾濫時に水没する想定であるほか、内水氾濫によっても被害を受ける可能性があることから、水害発生時における処理の継続のための、浸水対策が必要です。今後の施設整備の検討とあわせて、災害に対する施設強靱化のための

対策について検討します。

2) 災害時の防災拠点や一時避難場所としての機能検討

今後の施設整備の検討とあわせて、災害時の防災拠点や一時避難場所としても活用できるよう、機能の付加について検討します。

3) 業務継続計画の運用

地震や風水害などの自然災害発生時でもごみ処理を継続できるよう、業務継続計画を適切に運用するとともに、必要に応じて拡充または見直しを行います。

(3) 粗大ごみ処理施設の火災・爆発防止対策

1) 発火・爆発危険物（二次電池やスプレー缶など）の混入防止

二次電池やスプレー缶などの発火・爆発の原因となる危険物について、分別区分をわかりやすくすることにより、可燃ごみや不燃ごみへの混入を防止します。また、分別区分や回収店舗について、周知啓発を行います。

2) 発火・爆発危険物（二次電池やスプレー缶など）の除去方法の検討

発火・爆発危険物が破碎設備に入らないようにする対策について検討し、処理施設における事故を未然に防止します。

(4) 事業者が排出する資源物の資源化の促進

1) 事業系資源物の資源化に向けた調査研究

事業系資源ごみの資源化を促進するため、資源化品目や処理ルート of 検討など、先進事例を調査研究します。

5. 最終処分計画

最終処分とは、資源化することができなかつたごみや、燃やした後の灰を埋め立てることで処分する方法です。両市内に最終処分場はなく、両市外に搬出して埋め立てています。しかし、国内の最終処分場の残余容量は年々減少しており、可能な限り燃やすごみを減らすことと、燃やした後の灰の資源化を進めることで、最終処分量を減らしていく必要があります。

(1) 最終処分量の減量化

1) 発生抑制施策、資源化施策によるごみの減量化・資源化推進

「1. 発生抑制計画」及び「2. 資源化計画」の各種施策によりごみの減量化・資源化を図り、最終処分量の減量化を推進します。

(2) 安定した最終処分場の確保

1) 最終処分場の安定確保

最終処分量のさらなる減量化を進めつつ、継続的、長期的な委託先・最終処分先を確保することで、安定したごみ処理を行います。

6. その他の施策

(1) 環境教育、情報提供の充実

1) 環境教育プログラムの充実

ごみの減量化と資源化について、両市の広報紙やメディア、ホームページで情報発信の充実を図るとともに、地域の清掃活動、蕨市のエコキャップ運動、環境ボランティアの充実、出前講座の実施、職場体験学習の受入などのほか、施設見学を幅広い世代や町会・自治会などを対象に周知するなど、ごみの減量化と資源化への取組みをより身近に感じるための体験型のプログラムの充実を図ります。さらに、子どもへの環境学習や施設見学などにより、子どもや、子どもを通じた家庭での環境意識の啓発を図ります。

2) ごみの減量・リサイクルに関する周知啓発の推進

ホームページや広報のほか、より多くの市民の目に触れる場所での掲示などを通じて、ごみの減量・リサイクルや、特に分別が分かりにくい小型家電や二次電池、汚れたプラスチック、ペットボトルのラベルとキャップなどの適切な分別方法などについて情報提供を行います。また、資源ごみの資源化工程などの動画コンテンツの充実や、デジタルツールを活用した啓発について検討します。

3) ごみの処理や費用の見える化の推進

ごみの処理工程や、ごみ処理にかかる費用などの情報を組合ホームページに掲載するなどにより、ごみ処理の見える化を図るとともに、ホームページをスマートフォン対応にすることにより、情報へアクセスしやすくします。

4) 環境負荷状況や施設整備過程などの情報公開体制の整備・充実

組合ホームページにおいて、焼却施設から発生する排ガスなどの環境調査結果や施設の維持管理状況、一般廃棄物処理基本計画の策定、進行管理、見直しに係る情報などを公表します。また、今後の施設整備の検討についても関連情報を公表します。

(2) 周辺地域への貢献

1) リサイクルフラワーセンターの花苗育成による環境美化の推進

[p.29 3) リサイクルフラワーセンターの活用推進 参照]

2) 高齢者、障がい者の就労機会提供

蕨戸田衛生センターの施設において、現在取り組んでいる高齢者や障がい者の就労機会提供の取り組みについて引き続き実施します。

3) 余剰電力の活用

[p.32 2) 安定稼働継続に向けた各施設・設備の適切な維持管理の実施 参照]

4) 地域貢献方法の検討

蕨戸田衛生センターにおいて、現在実施しているテニスコート貸出や、リサイクルフラワーセンターで育成した花苗や堆肥の近隣町会・自治会への提供、再生家具の販売などの事業の方向性も含め、総合的に地域貢献の方策を検討します。

(3) 不法投棄対策、資源物持ち去り対策の強化

1) 不法投棄パトロールの強化

不法投棄を防止するため、収集委託業者などによる不法投棄パトロールを継続します。
また、関係機関や事業所への情報提供依頼や、不法投棄禁止の看板設置などを実施します。

2) 違法な回収業者の利用防止に係る啓発強化

許可業者ではない回収業者の利用を防止するため、違法な回収業者に関する注意喚起を強化し、適切な処理方法を啓発します。

3) 警察と連携した資源物持ち去りの監視強化

無許可業者による資源物の持ち去りを防止するため、警察と連携した監視を強化します。

(4) ごみ処理費用負担の総合的検討

1) 家庭ごみ有料化の調査研究

家庭ごみの排出量の状況を踏まえて、さらなるごみの減量のため、家庭ごみ有料化（有料の指定袋でごみを排出する制度）の導入について、課題を整理するとともに、先進事例を調査研究します。

2) 事業系ごみ処分手数料の見直し検討

事業系ごみの排出量の状況を踏まえて、実際の処理費用と現在の事業系ごみ処分手数料の乖離を解消するため、事業系ごみ処分手数料の見直しについて、事業系ごみ指定袋制度とあわせて検討します。

3) 処理困難物の処理コスト負担方法の検討

蕨戸田衛生センターに搬入されたごみのうち、処理できず、民間事業者処理を委託しているごみ（処理困難物）の、処理コストの負担方法について検討します。

(5) 一般廃棄物会計基準の導入

1) 一般廃棄物会計基準の導入

一般廃棄物処理事業にかかるコストを分析し比較検討を行うことで、経営の効率化や、費用負担のあり方の検討のため、一般廃棄物会計基準を導入します。

7. 施策の実施時期

施策は、10年の計画期間を5年ごとに2期に分けて実施します。施策の実施時期を表1-2に示します。

表 1-2 施策の実施時期 (1)

施策		R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)	R11 (2029)	R12 (2030)	R13 (2031)	R14 (2032)	R15 (2033)	R16 (2034)	
I 発生抑制	(1) 生ごみ・食品ロスの発生抑制【重点事業】											
	3キリ(使いキリ、食べキリ、水キリ)運動の促進	検討	実施									
	事業者に向けた生ごみ・食品ロスの発生抑制の啓発	検討	実施									
	フードドライブ活動の推進、フードバンクとの連携推進	検討	実施									
	災害用備蓄食料の有効活用の推進	実施										
	(2) 廃プラスチックの発生抑制【重点事業】											
	廃プラスチックの発生抑制と啓発	検討	実施									
	(3) 循環型ライフスタイルの促進											
	循環型ライフスタイルの継続的な意識啓発	検討	実施									
	民間事業者等による3R関連サービスの利用促進	検討	実施									
	(4) 事業系ごみの減量化の推進【重点事業】											
	事業系ごみ排出事業者へのごみ減量協力依頼	検討	実施									
	2 資源化	(1) 分別の徹底【重点事業】										
		可燃ごみとして排出されている資源物(紙類、容器包装プラスチック、布類)の分別促進	検討	実施								
		不燃ごみとして排出されている資源物(小型家電・二次電池)の分別促進	実施									
		(2) 粗大ごみの資源化推進【重点事業】										
粗大ごみの資源化の推進		検討	実施									
(3) 事業者における資源化促進【重点事業】												
事業系ごみとして排出されている資源物(厨芥類、紙類など)の資源化促進		検討	実施									
(4) 処理残渣の資源化促進【重点事業】												
粗大ごみ、不燃ごみに含まれる非鉄金属の回収・資源化方法の検討		検討		判断								
焼却処理後の固化灰、不燃残渣の資源化の推進		実施										
(5) 生ごみ・食品ロスの資源化検討【重点事業】												
食品ロスの有効活用方法(子ども食堂、フードパントリーなど)の検討		検討	実施									
コンポスト容器などによる生ごみ堆肥化の促進		実施										
リサイクルフラワーセンターの活用推進		実施										
生ごみ・食品ロスの分別収集方法の調査研究		調査研究		判断								
(6) 使用済プラスチック使用製品の資源化検討【重点事業】												
使用済プラスチック使用製品の収集・中間処理方法の検討	判断											
(7) 可燃ごみに含まれる資源化可能物の資源化検討												
使用済紙おむつの資源化の調査研究	調査研究		判断									
剪定枝、草木などの資源化の調査研究	調査研究		判断									

表 1 - 2 施策の実施時期 (2)

施策		R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)	R11 (2029)	R12 (2030)	R13 (2031)	R14 (2032)	R15 (2033)	R16 (2034)	
3 収集・運搬	(1) 収集運搬体制の検討											
	収集体制(収集方法、収集頻度、収集時間)の最適化	検討										
	集積所でのごみ散乱防止対策の実施	実施										
	ごみ収集車の安全対策(交通、火災防止)の強化	実施										
	ごみ収集車の環境負荷低減の検討	検討					判断					
	(2) ごみ分別やごみ出しルールの徹底【重点事業】											
	家庭系可燃ごみに含まれる不適物の分別の啓発推進	検討	実施									
	事業系ごみの分別の啓発推進	検討	実施									
	外国人世帯や単身世帯に向けたごみ出しルールの啓発推進	検討	実施									
	(3) 集積所の適正管理の強化											
	不適正に排出されたごみの対応・対策検討	検討						判断				
	カラスなど鳥獣害対策の強化	検討			実施							
	回収カゴの管理体制の見直し	検討						判断				
	集積所の最適な配置の検討	検討						判断				
	(4) 粗大ごみの適切な受入体制の検討											
	粗大ごみの回収申込体制の検討	検討						判断				
	粗大ごみの自己搬入受入体制の検討	検討		判断								
	(5) ごみ出し困難世帯への対応											
	高齢者、障がい者などのごみ出し困難世帯への対応	実施										
	その他ごみ出し困難世帯への対応の調査研究	調査研究						判断				
	(6) 市が収集していないごみの収集・処分の検討											
市が収集していないごみの収集・処理体制の検討	検討						判断					
(7) 家庭ごみ集積所への事業系ごみの不法投棄対策												
少量事業系ごみの収集方法の調査研究	調査研究						判断					
4 中間処理	(1) 各施設の適切な整備と維持管理【重点事業】											
	今後の施設整備に向けた「施設整備基本構想」の策定	実施										
	安定稼働継続に向けた各施設・設備の適切な維持管理の実施	実施										
	環境に配慮した施設運営の実施	実施										
	(2) 処理体制・各処理施設の強靱化											
	災害時の処理体制の確保	検討		判断								
災害時の防災拠点や一時避難場所としての機能検討	検討		判断									
業務継続計画の運用	実施											

表 1-2 施策の実施時期 (3)

施策		R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)	R11 (2029)	R12 (2030)	R13 (2031)	R14 (2032)	R15 (2033)	R16 (2034)
4 中間 処理	(3) 粗大ごみ処理施設の火災・爆発防止対策										
	発火・爆発危険物(二次電池やスプレー缶など)の混入防止	実施									
	発火・爆発危険物(二次電池やスプレー缶等)の除去方法の検討	検討		判断							
	(4) 事業者が排出する資源物の資源化の検討										
	事業系資源物の資源化に向けた調査研究	調査研究					判断				
5 最終 処分	(1) 最終処分量の減量化										
	発生抑制施策、資源化施策によるごみの減量化・資源化推進	実施									
	(2) 安定した最終処分場の確保										
	最終処分場の安定確保	検討									
6 その 他の 施策	(1) 環境教育、情報提供の充実										
	環境教育プログラムの充実	検討	実施								
	ごみの減量・リサイクルに関する周知啓発の推進	検討	実施								
	ごみ処理や費用の見える化の推進	検討					判断				
	環境負荷状況や施設整備過程などの情報公開体制の整備・充実	実施									
	(2) 周辺地域への貢献										
	リサイクルフラワーセンターの花苗育成による環境美化の推進	実施									
	高齢者、障がい者の就労機会提供	実施									
	余剰電力の活用	検討		判断							
	地域貢献方法の検討	検討									
	(3) 不法投棄対策、資源物持ち去り対策の強化										
	不法投棄パトロールの強化	実施									
	違法な回収業者の利用防止に係る啓発強化	検討						実施			
	警察と連携した資源物持ち去りの監視強化	検討						実施			
	(4) ごみ処理費用負担の総合的検討										
	家庭ごみ有料化の調査研究	検討									
事業系ごみ処分手数料の見直し検討	検討										
処理困難物の処理コスト負担方法の検討	検討										
(5) 一般廃棄物会計基準の導入											
一般廃棄物会計基準の導入	実施										

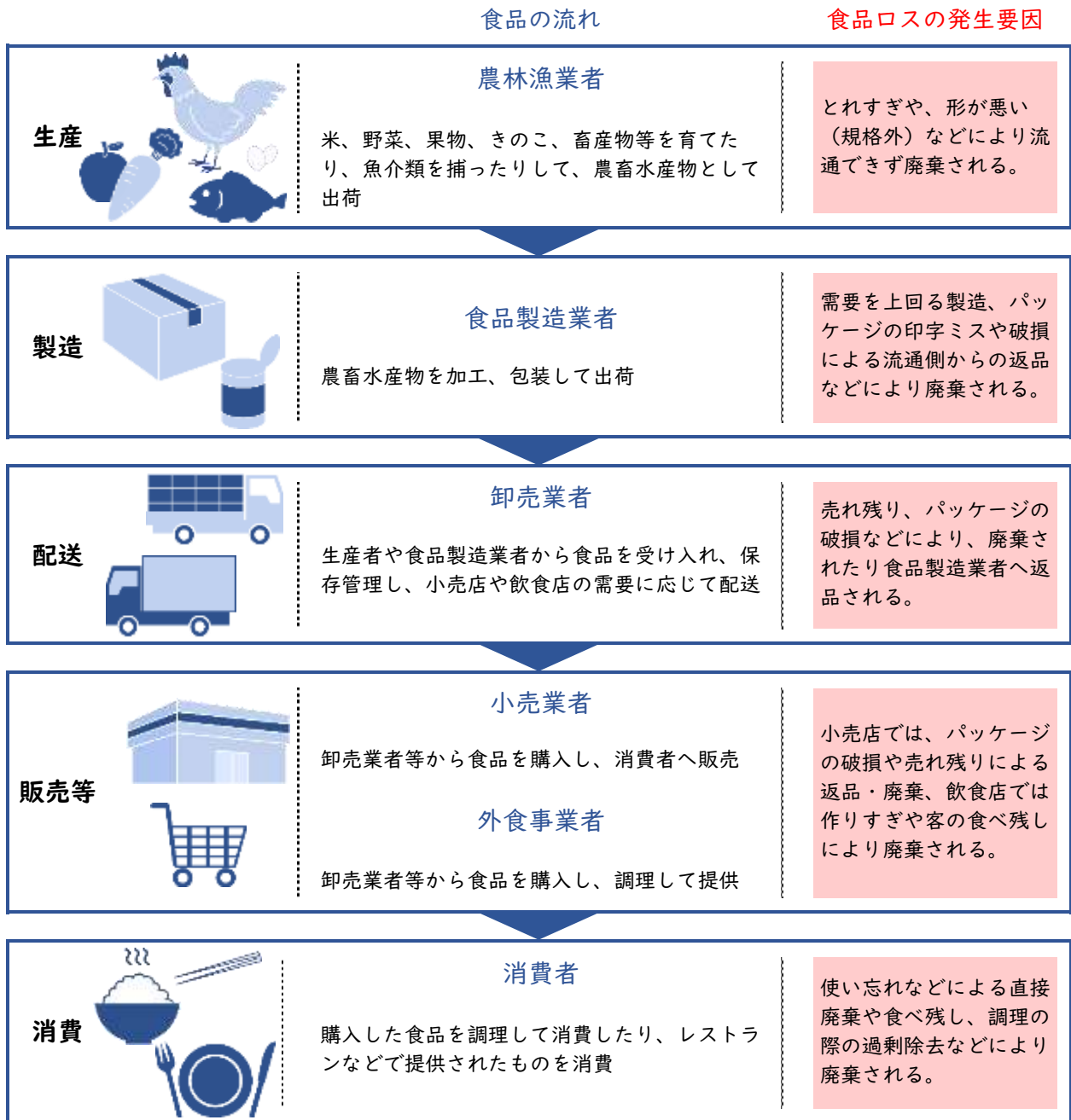
第2章 食品ロス削減推進計画

第1節 基本的事項

1. 食品ロス削減推進計画策定の目的

(1) 食品ロス問題

「食品ロス」とは、本来食べられるにも関わらず廃棄されている食品のことです。



出典：食品ロス削減ガイドブック（消費者庁）を基に作成

図2-1 フードサプライチェーンにおける食品ロスの発生要因

食品ロスの発生は、単に食品が無駄になっているということだけではなく、地球規模での貧困や飢餓問題、地球温暖化問題にも関係しています。

国際連合食糧農業機関（FAO）によると、世界で飢えや栄養不良で苦しんでいる人々は約 7 億人のほり、これは世界人口の約 11 人に 1 人に相当します。一方で、世界では食品生産量の約 3 分の 1 にあたる約 13 億トンの食料が毎年廃棄されています。

また日本では、令和 4（2022）年度には国内で消費する食料の約 62%（カロリーベース）を輸入に頼っている一方で、約 472 万トンの食品ロスが発生していると推計されています。国民一人あたりに換算すると、1 日約 103g（おにぎり 1 個分相当）、年間約 38kg の食品ロスが毎日発生していることとなります。

さらに、食料の生産には多くの水や資源が、食料の運搬や食品ロス・食品廃棄物の焼却処理には燃料が用いられており、あらゆる段階で温室効果ガスである二酸化炭素が排出されています。

したがって食品ロスの削減は、多面的な問題解決に寄与する、世界的に重要な取組みとなっています。

（2）食品ロスを取り巻く社会情勢

食品ロス問題は近年大きな注目を浴びており、国際的には SDGs（持続可能な開発目標）の「目標 12 つくる責任 つかう責任」において、食料廃棄の減量を重要な柱として位置づけ、平成 12（2000）年と比較して「令和 12（2030）年までに小売・消費レベルにおける世界全体の一人あたりの食料の廃棄を半減」させることが国際目標として設定されました。

国では、令和元（2019）年 10 月に「食品ロスの削減の推進に関する法律」が施行され、食品ロス削減推進計画の策定が市区町村の努力義務とされたほか、「第四次循環型社会形成推進基本計画」（平成 30（2018）年 6 月閣議決定）や、「食品資源循環の再生利用等の促進に関する基本方針」（令和元（2019）年 7 月改正）において、令和 12（2030）年度までに家庭系と事業系それぞれの食品ロス発生量を、平成 12（2000）年度比で半減させる目標が設定されました。

県では、令和 3（2021）年 3 月に策定した「第 9 次埼玉県廃棄物処理基本計画（埼玉県食品ロス削減推進計画）」において、令和 7（2025）年度までに食品ロス発生量を平成 30（2018）年度比で約 1 割削減する目標が設定され、目標達成のために、「食べきり SaiTaMa 大作戦」や「彩の国エコぐるめ協力店」を推進しています。

（3）計画策定の目的

以上を踏まえ、蕨市、戸田市及び蕨戸田衛生センター組合（以下、「市及び組合」といいます。）では、「食品ロス削減推進計画」（以下「本食品ロス計画」といいます。）を策定し、市民・事業者・行政が相互に連携・協力した食品ロス削減の取組みを進めます。

2. 計画の位置付け

本計画は、国の「食品ロスの削減の推進に関する法律」及び「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」を受けて策定された「第 9 次埼玉県廃棄物処理基本計画（埼玉県食品ロス削減推進計画）」を踏まえ、市及び組合が一体となって、食品ロスの削減を総合的かつ計画的に推進するために策定します。

また、本食品ロス計画は「蕨戸田衛生センター組合一般廃棄物処理基本計画」における重点施策の一部として位置付けるとともに、「蕨市環境基本計画」や「戸田市環境基本計画 2021 改定版」などの関連計画と整合を図りながら進めていきます。

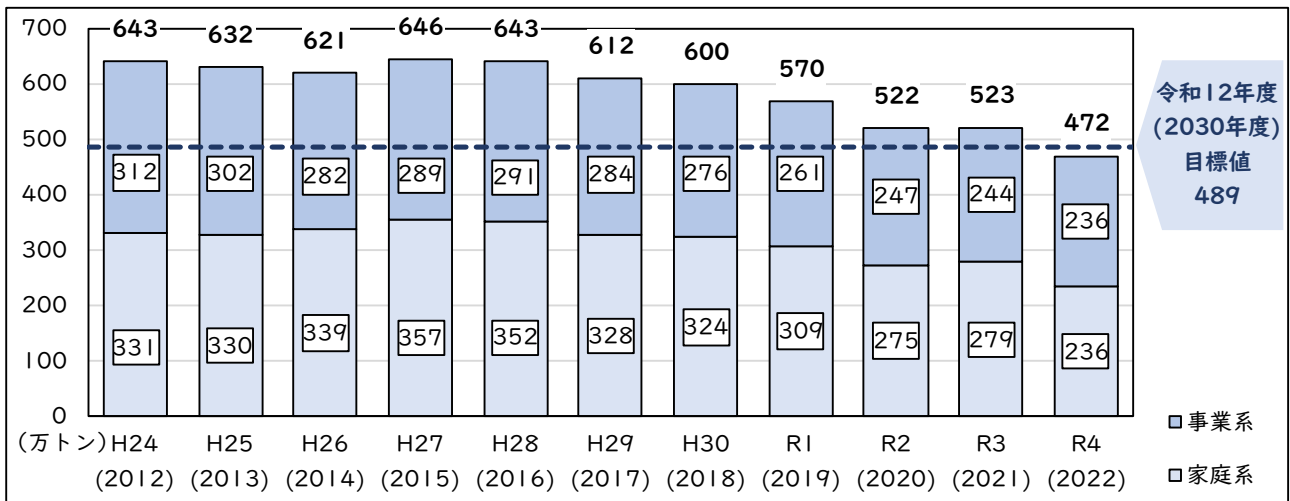
第2節 食品ロスの現状と課題

1. 国内の食品ロスの現状

(1) 国の食品ロス

国では平成24（2012）年度より食品ロス発生量の詳細な推計を実施しており、令和4（2022）年度は約472万トンの食品ロスが発生しています。

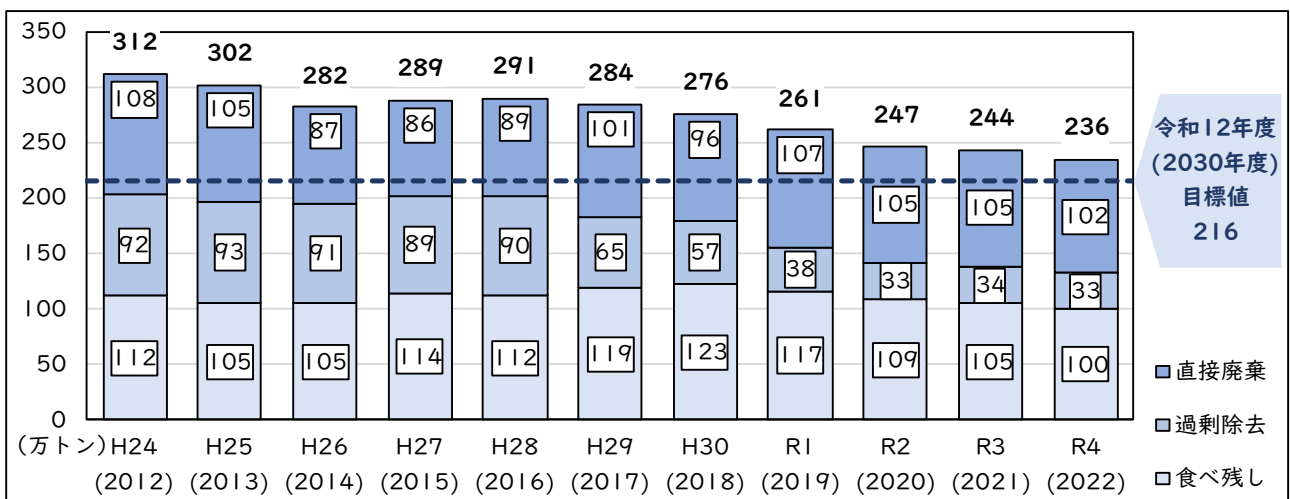
家庭系食品ロスは、近年は過剰除去や食べ残しが減少している一方、直接廃棄は横ばいとなっています。事業系食品ロスは、近年は食品卸売業、外食産業が減少している一方、食品製造業、食品小売業は横ばいになっていましたが、令和4（2022）年度にはいずれも大きく減少しました。



※四捨五入の関係により合計が一致しない場合があります。

出典：我が国の食品ロスの発生量の推移等（環境省）より作成

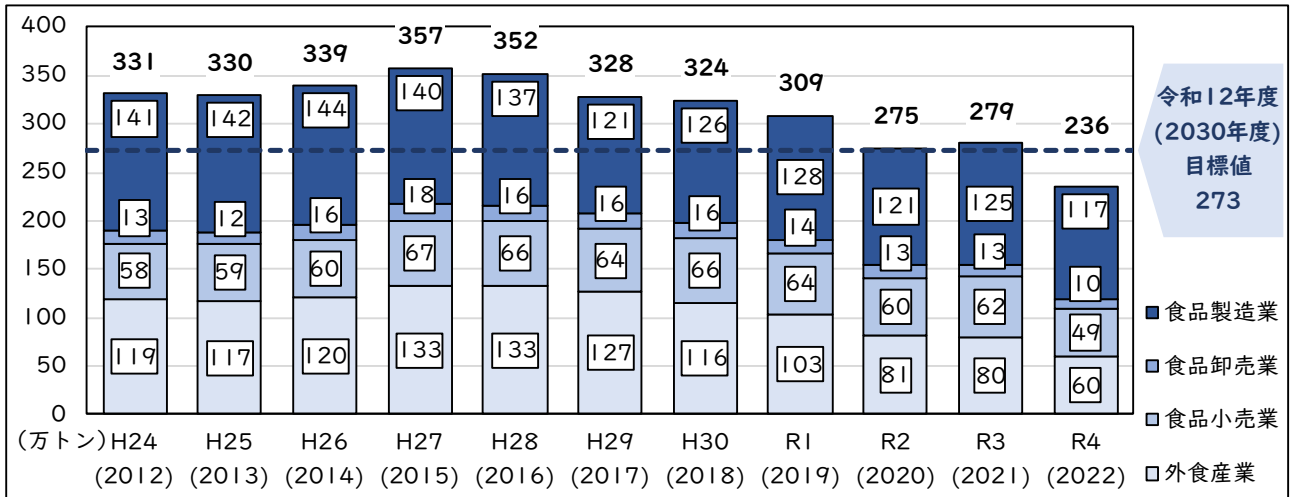
図2-2 日本の食品ロス発生量の推移



※四捨五入の関係により合計が一致しない場合があります。

出典：我が国の食品ロスの発生量の推移等（環境省）より作成

図2-3 日本の家庭系食品ロス発生量の推移



※四捨五入の関係により合計が一致しない場合があります。

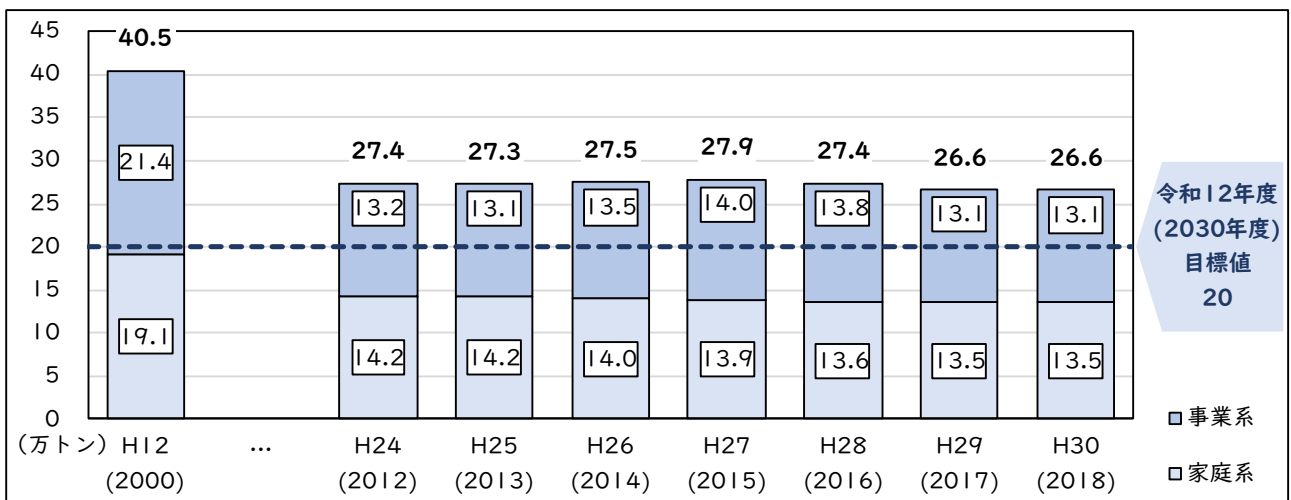
出典：我が国の食品ロスの発生量の推移等（環境省）より作成

図2-4 日本の事業系食品ロス発生量の推移

(2) 県の食品ロス

県では「第9次埼玉県廃棄物処理基本計画（埼玉県食品ロス削減推進計画）」（令和3（2021）年3月策定）において、平成30（2018）年度までの食品ロス発生量を推計しており、平成30（2018）年度は26.6万トンの食品ロスが発生しています。

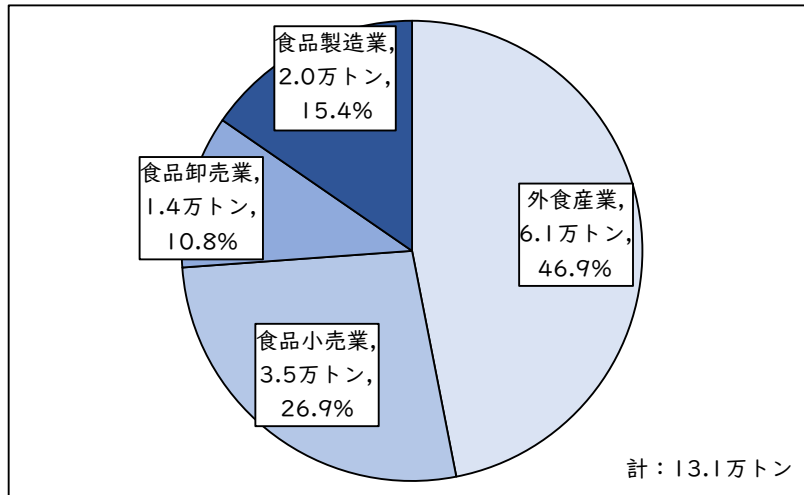
事業系食品ロスは、新型コロナウイルス発生前のデータのためか全国的な傾向とは異なり、外食産業が5割近くを占めています。



※四捨五入の関係により合計が一致しない場合があります。

出典：「第9次埼玉県廃棄物処理基本計画（埼玉県食品ロス削減推進計画）」（埼玉県）より作成

図2-5 県の食品ロスの発生量の推移



※四捨五入の関係により合計が一致しない場合があります。

出典：「第9次埼玉県廃棄物処理基本計画（埼玉県食品ロス削減推進計画）」（埼玉県）より作成

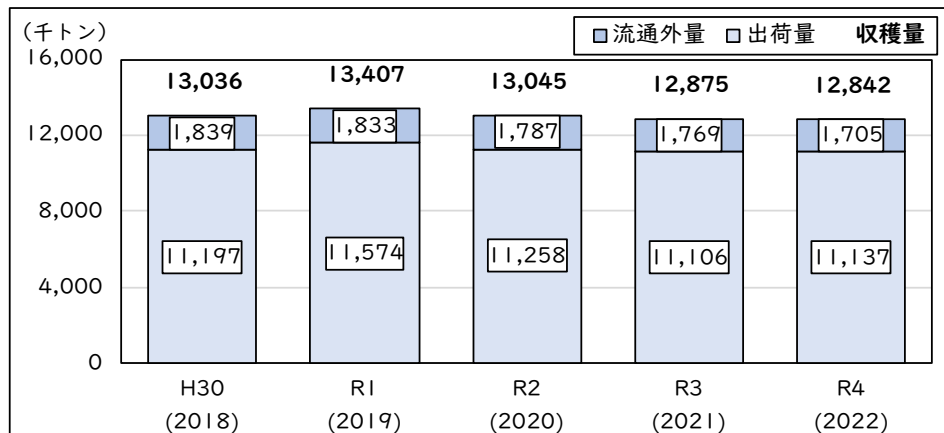
図2-6 県の事業系食品ロスの発生要因の内訳（平成30（2018）年度）

（3）その他の主体から発生する食品ロス

1）生産者（農家など）

生産者においては、食用に適した品質を有しているものの、余剰生産・規格外などの理由で野菜などの食材が廃棄されることがあります。

農林水産省の「作物統計調査：令和4年産野菜生産出荷統計」によると、野菜の収穫量のうち、出荷されておらず市場に流通していない野菜が毎年170万トン以上あり、これらの多くが廃棄されていると想定されます。



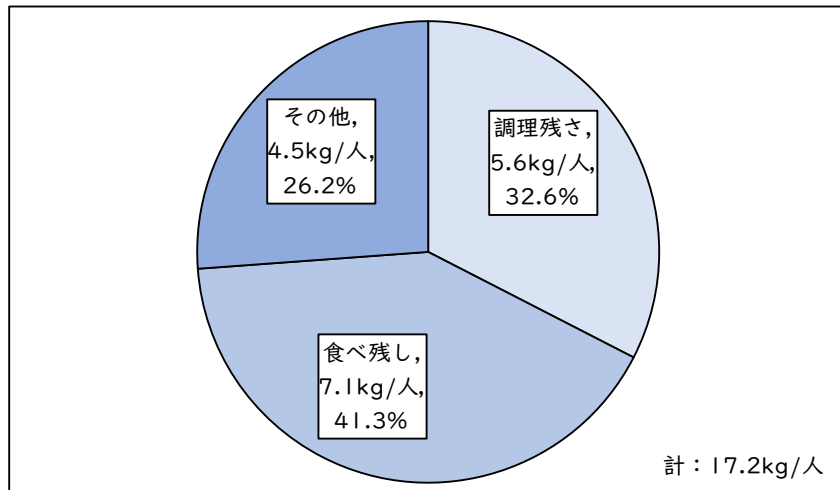
出典：「作物統計調査：令和4年産野菜生産出荷統計」（農林水産省）より作成

図2-7 野菜収穫量の内訳（平成30（2018）年度～令和4（2022）年度）

2) 学校・学校給食センター

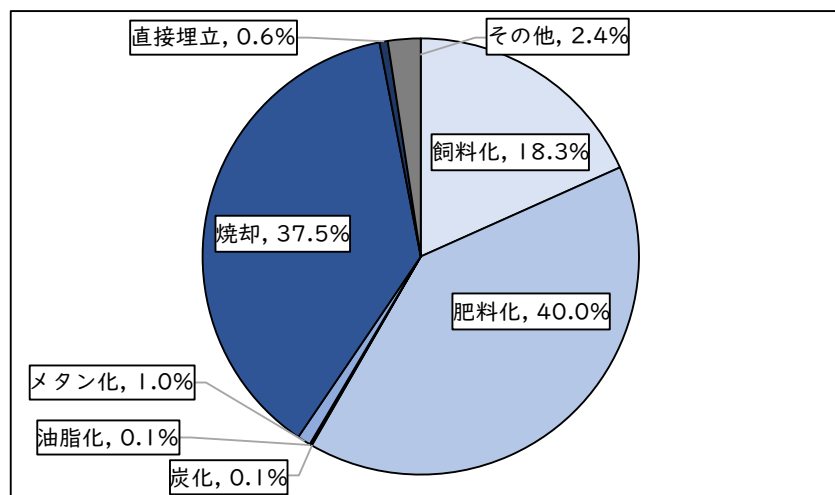
環境省の「平成 26 年度学校給食センターからの食品廃棄物の発生量・処理状況調査結果」によると、児童・生徒 1 人あたりの年間の、学校給食由来の食品廃棄物の発生量は 17.2kg/人・年であり、そのうち約 4 割が「食べ残し」となっています。

発生した学校給食由来の食品廃棄物のうち、約 59%が飼料化、肥料化、炭化、油脂化、メタン化などによりリサイクルされていますが、約 4 割は焼却処理や埋立処分されています。



出典：「平成 26 年度学校給食センターからの食品廃棄物の発生量・処理状況調査結果」（環境省）より作成

図 2-8 児童・生徒 1 人あたりの年間の食品廃棄物の発生量（平成 26（2014）年度）



出典：「平成 26 年度学校給食センターからの食品廃棄物の発生量・処理状況調査結果」（環境省）より作成

図 2-9 処理・リサイクル方法の割合（平成 26（2014）年度）

2. 蕨市と戸田市の食品ロスの現状

(1) 家庭系食品ロス

市及び組合が令和5(2023)年度に実施した食品ロス実態調査における、厨芥類(食品廃棄物等)の調査結果を表2-1及び図2-10に示します。厨芥類(食品廃棄物等)はもやすごみの45%を占め、その中で食品ロスは約3分の1を占めています。

これらの調査結果及び家庭系可燃ごみ排出量(令和4(2022)年度実績30,841トン)より、表2-2のとおり、令和4(2022)年度の蕨市、戸田市における家庭系食品ロスの排出量は4,463トン(うち、直接廃棄2,495トン、食べ残し1,968トン)と推計されます。

表2-1 食品ロス実態調査結果(令和5(2023)年度)

			重量比率 (%)	蕨市	戸田市	2市平均
(食品廃棄物等) 厨芥類	調理くず			65.18%	70.51%	67.79%
	食品ロス	直接廃棄	手つかず100%残存	17.38%	9.66%	13.60%
			手つかず50%以上残存	3.13%	2.15%	2.65%
			手つかず50%未満残存	1.81%	1.66%	1.73%
		食べ残し		12.51%	15.92%	14.18%
	その他			-	0.10%	0.05%
合計				100.00%	100.00%	100.00%

もやすごみに占める厨芥類(食品廃棄物等)	47.31%	42.83%	45.00%
厨芥類(食品廃棄物等)に占める食品ロス	34.83%	29.39%	32.16%
もやすごみに占める食品ロス	16.48%	12.59%	14.47%

※四捨五入の関係により合計が一致しない場合があります。

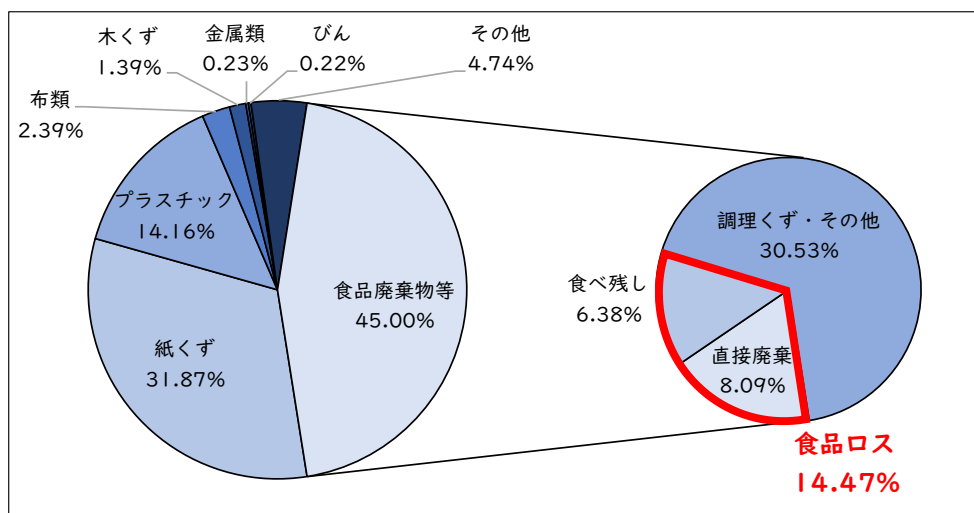


図2-10 食品ロス実態調査結果(2市平均)

表 2-2 家庭系食品ロス排出量推計結果（令和 4（2022）年度）

可燃ごみ 排出量 (トン)	食品ロス 割合 (%)	食品ロス 排出量 (トン)	食品ロス	
			直接廃棄 (トン)	食べ残し (トン)
30,841	14.47%	4,463	2,495	1,968

※四捨五入の関係により合計が一致しない場合があります。

以下では、環境省が公表している「令和 4 年度市区町村食品ロス実態調査支援報告書」に示されている他自治体の食品ロスの状況と、市及び組合で実施した食品ロス実態調査結果における蕨市、戸田市の食品ロスの状況を比較します。

1) 食品廃棄物等原単位

食品廃棄物等原単位は、蕨市は 198g/人・日、戸田市は 168g/人・日となっています。他自治体の平均と比較すると、蕨市は平均を上回り、戸田市は概ね平均程度となっています。

表 2-3 食品廃棄物等原単位の比較

	蕨市	戸田市	他自治体平均
R4(2022)生活系可燃ごみ原単位	419 g/人・日	392 g/人・日	—
R4(2022)食品廃棄物等の割合	47.3 %	42.8 %	—
R4(2022)食品廃棄物等原単位	198 g/人・日	168 g/人・日	170 g/人・日

2) 食品ロス原単位

食品ロス原単位は、蕨市は 69g/人・日、戸田市は 49g/人・日となっています。他自治体の平均と比較すると、蕨市は平均を上回り、戸田市は平均を下回っています。

表 2-4 食品ロス原単位の比較

	蕨市	戸田市	他自治体平均
R4(2022)生活系可燃ごみ原単位	419 g/人・日	392 g/人・日	—
R4(2022)食品ロスの割合	16.5 %	12.6 %	—
R4(2022)食品ロス原単位	69 g/人・日	49 g/人・日	61 g/人・日

3) 食品廃棄物等中の食品ロスの割合

食品廃棄物等中の食品ロスの割合は、蕨市は 34.8%、戸田市は 29.3%となっています。他自治体の平均と比較すると、蕨市は特に直接廃棄が平均を上回り、戸田市は食品ロス以外の調理くずが平均を上回っています。

表 2-5 食品廃棄物等中の食品ロスの割合の比較

		蕨市	戸田市	他自治体平均
食品ロス	直接廃棄	22.3 %	13.5 %	15.8 %
	食べ残し	12.5 %	15.9 %	17.2 %
	計	34.8 %	29.4 %	33.0 %
調理くず・その他		65.2 %	70.6 %	67.0 %

(2) 事業系食品ロス（食品廃棄物）

表2-6の県の事業系食品ロス発生要因の内訳（平成30（2018）年度）を基に、令和4（2022）年度の蕨市、戸田市における事業系食品廃棄物の排出量は7,920トン（うち、食品製造業1,235トン、卸売業840トン、小売業2,130トン、外食産業3,714トン）と推計されます。

なお、平成30（2018）年度以降、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて外食産業や食品卸売業からの食品ロス発生量は減少傾向にあることから、蕨市、戸田市においても同様の傾向となり、表内の割合は変化していることが想定されます。

表2-6 事業系食品廃棄物排出量推計結果（令和4（2022）年度）

可燃ごみ 排出量 (トン)	食品廃棄物 割合※ (%)	食品廃棄物 排出量 (トン)	食品廃棄物			
			食品製造業 (トン)	卸売業 (トン)	小売業 (トン)	外食産業 (トン)
19,182	42.80%	8,210	1,281	870	2,209	3,851

※食品廃棄物割合は、令和4（2022）年度のごみピットにおける組成分析調査結果の厨芥類割合より。

※四捨五入の関係により合計が一致しない場合があります。

3. 意識調査結果

市民や事業者の食品ロスに対する意識を調査するために、「●」のごみの減量・資源化などの取組みに関する市民意識調査及び事業者意識調査の実施時に、食品ロスに関する設問を設けました。

結果の概要は以下のとおりです。

(1) 市民意識調査結果

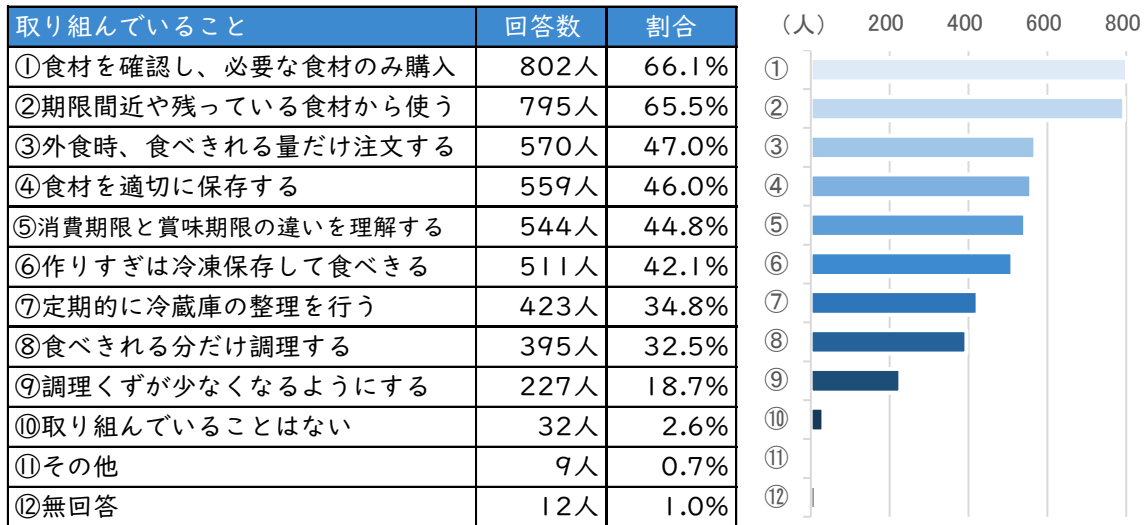
1) 食品ロスの発生理由〔複数回答〕（n=1,214）

「消費期限、賞味期限を過ぎた」が58.1%と最も多く、次いで「食材があることを忘れていた」が47.0%、「必要以上に食材を買い過ぎた」が25.4%などとなり、様々な理由により食品ロスが発生していることが分かります。

食品ロスの発生理由	回答数	割合	(人)
①消費期限、賞味期限を過ぎた	705人	58.1%	705
②食材があることを忘れていた	570人	47.0%	570
③必要以上に食材を買い過ぎた	308人	25.4%	308
④もらった食べ物が好みではなかった	230人	18.9%	230
⑤作りすぎて、料理が余ってしまった	208人	17.1%	208
⑥保存方法を間違え食べられなくなった	174人	14.3%	174
⑦調理方法や食べ方が分からない	30人	2.5%	30
⑧食品ロスは発生していない	216人	17.8%	216
⑨その他	14人	1.2%	14
⑩無回答	19人	1.6%	19

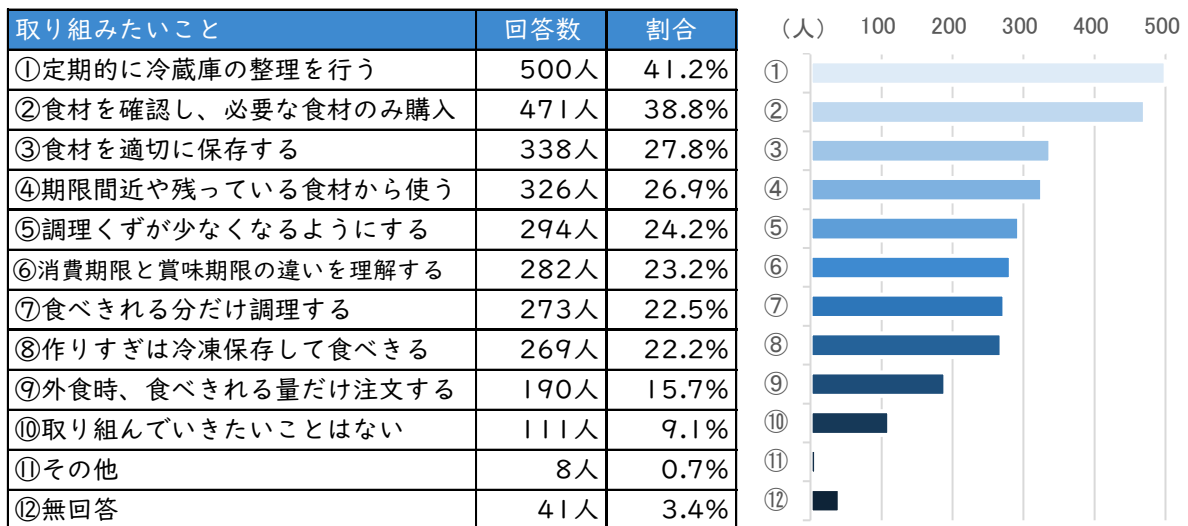
2) 生ごみや食品ロス削減のために取り組んでいること [複数回答] (n=1,214)

多くの選択肢で3~7割の方が取り組んでおり、「取り組んでいることはない」は2.6%に留まっています。



3) 生ごみや食品ロス削減のために取り組みたいこと [複数回答] (n=1,214)

多くの選択肢で2~4割の方が取り組みたいとしており、「取り組んでいきたいことはない」は9.1%に留まっています。また、「取り組んでいきたいことはない」には、既にできていることには全て取り組んでいるという方も含まれています。

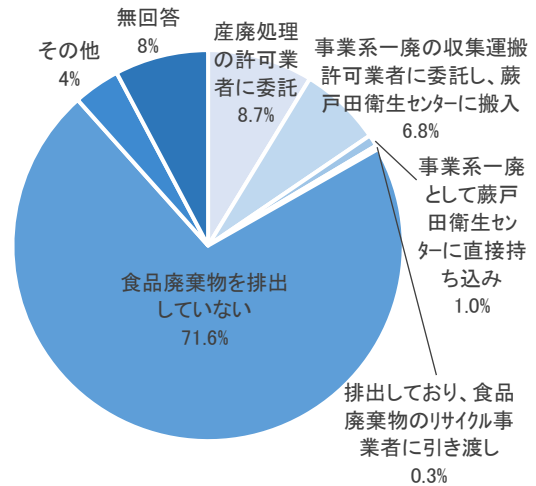


(2) 事業者意識調査結果

1) 食品廃棄物の排出・処理状況 (n=310)

「食品廃棄物を排出していない」が71.6%を占めています。食品廃棄物を排出している事業者の中では「排出しており、産業廃棄物処理の許可業者に委託している」が8.7%と最も多く、次いで「排出しており、事業系一般廃棄物の収集運搬許可業者に委託し、蕨戸田衛生センターに搬入している」が6.8%となりました。

食品廃棄物の排出/処理状況	回答数
排出しており、産業廃棄物処理の許可業者に委託している	27
排出しており、事業系一般廃棄物の収集運搬許可業者に委託し、蕨戸田衛生センターに搬入している	21
排出しており、事業系一般廃棄物として蕨戸田衛生センターに直接持ち込んでいる	3
排出しており、登録再生利用事業者(問6参照)などの食品廃棄物のリサイクル業者に引き渡している	1
食品廃棄物を排出していない	222
その他	12
無回答	24
合計	310

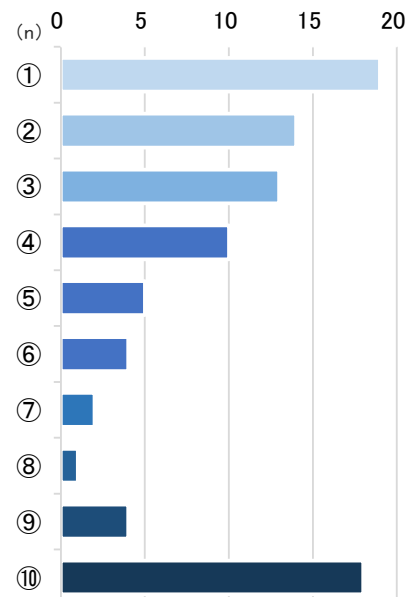


2) 食品廃棄物の減量・リサイクルに関して取り組んでいること

(n=64: 食品廃棄物を排出している事業者)

「取り組んでいることはない」が29.7%を占めており、無回答も含めて過半数が食品廃棄物の減量・リサイクルに向けた積極的な取り組みを実施していないことが分かります。取り組んでいることとしては、約2割の事業者が「賞味期限、消費期限の近い材料から使用している」「余剰生産や過剰在庫を防ぐための取り組みをしている」と回答しています。

食品廃棄物削減のための取り組み	回答数	割合
①取り組んでいることはない	19	29.7%
②賞味期限、消費期限の近い材料から使用している	14	21.9%
③余剰生産や過剰在庫を防ぐための取り組みをしている	13	20.3%
④賞味期限、消費期限の近い商品を安く販売している	10	15.6%
⑤規格外だが品質に問題のない商品を安く販売している、または販売を推進している	5	7.8%
⑥商品の「てまえどり」を消費者に呼び掛けている	4	6.3%
⑦食品廃棄物の堆肥化・飼料化を推進している	2	3.1%
⑧店舗での提供時に食べきりや3010運動を推進している	1	1.6%
⑨その他	4	6.3%
⑩無回答	18	28.1%



4. 食品ロス削減の課題

以上の現状より抽出された、食品ロス削減の課題を表2-7に示します。

表2-7 食品ロス削減の課題

課 題
<ul style="list-style-type: none">・ 市民や事業者が実施しやすい取組みの情報提供、周知啓発・ 生ごみや食品ロスの減量化の推進・ 食品ロスの削減、食品の有効活用（子ども食堂、フードパントリー）の推進、啓発強化・ 生ごみのたい肥化（コンポストなど）の促進

第3節 食品ロス削減の方針と目標

1. 食品ロス削減の基本方針

食品ロスの削減を達成するための具体的な方針として、食品ロス削減の基本方針を次の2つのおり設定します。

基本方針1 食品ロスへの理解促進による「もったいない」意識の醸成

- ・ 食品ロス問題について広く周知啓発し、食品ロスが発生させることは「もったいない」という意識の醸成を図ります。

基本方針2 市民、事業者、行政の協働による効果的な食品ロスの発生抑制・食品の有効活用の取組み推進

- ・ 市民が手軽に実施しやすい取組みを周知啓発し、食品ロス削減の取組みを促進します。
- ・ 事業者が実施しやすい取組みを周知啓発するほか、事業者の取組みを市民に情報提供し、相互作用による食品ロスの発生抑制や、食品の有効活用の取組みを促進します。

2. 食品ロス削減の数値目標

本計画では、令和16（2034）年度の数値目標として以下を設定します。

2市合計では今後10年間で人口は増加すると推計されており、食品ロスの排出量も増加すると考えられますが、施策によって増加を抑制することを目標にしています。

数値目標の図では、基準年度の実績値、現状のままの推計値（現状推計値）、本計画に基づく施策を実施することで目指す目標値（目標推計値）をそれぞれ表しています。

また、中間目標値及び計画目標値を表2-8に示します。

なお、目標値の設定にあたっては、生活系可燃ごみに含まれる食品ロス（食べられる部分）と、事業系可燃ごみに含まれる食品廃棄物（食べられないものを含む）を「食品ロス等」と表示しています。

食品ロス等焼却量

12,483 トン以下

- ・可燃ごみ中に含まれて排出され、焼却される食品ロスや食品廃棄物の量です。食品ロスの発生抑制のほか、発生した食品ロスを適切に有効活用や資源化することにより、減量化する必要があります。
- ・令和 4（2022）年度の 12,673 トンから、令和 16（2034）年度に 12,822 トン以下を目指します。

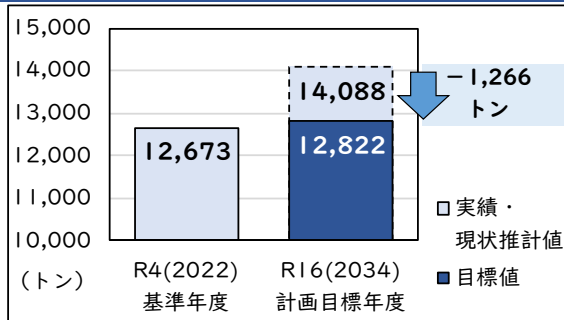


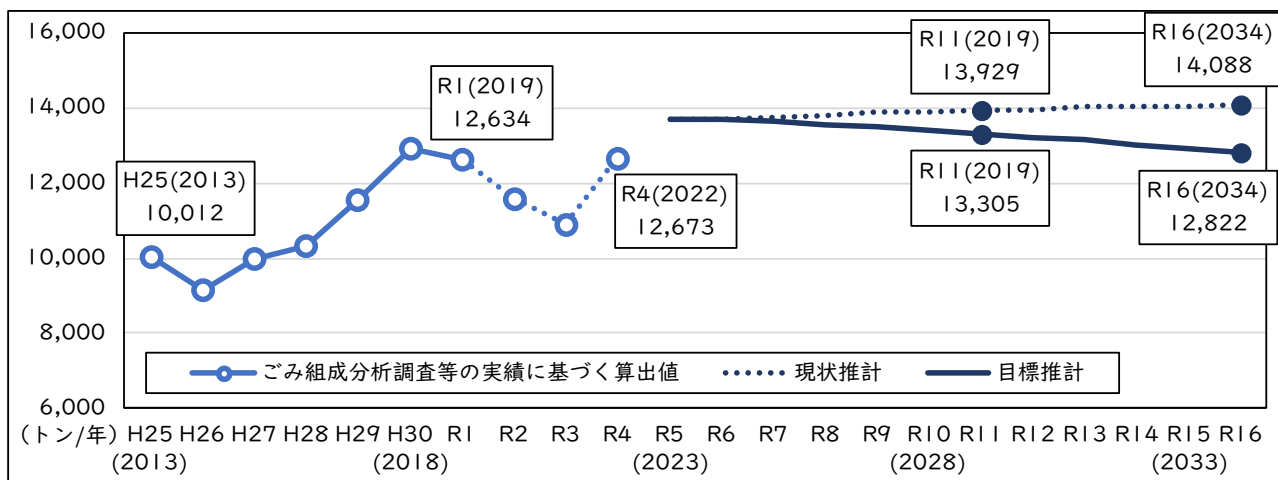
表 2-8 中間目標値及び計画目標値

			実績		
			R4(2022) 基準	R11(2029) 中間目標	R16(2034) 計画目標
生活系 食品ロス焼却量	トン	現状推計	4,463	4,520	4,518
		目標推計	—	4,268	4,019
事業系 食品廃棄物焼却量	トン	現状推計	8,210	9,409	9,570
		目標推計	—	9,037	8,804
合計	トン	現状推計	12,673	13,929	14,088
		目標推計	—	13,305	12,822

3. 食品ロス等焼却量の将来推計

「p.5 ごみ量の将来推計」で実施したごみ量の将来推計に基づき、食品ロス等焼却量の将来推計を実施した結果を図 2-11 に示します。

目標推計は現状推計と比べて、令和 16（2034）年時点で約 1,300 トン、率で約 9.2%の減量となります。



※令和 2（2020）年度から令和 4（2022）年度の値は、予測に用いる実績からは除外（p.7 参照）

※詳細は資料編 p.●、表●参照

図 2-11 食品ロス等焼却量 現状推計結果及び目標推計結果

第4節 食品ロスを削減するための施策と役割

1. 市民の役割

市民は、日々の生活の中で食品ロスを削減するために自らができることを一人ひとりが考え、行動に移すことが必要となります。また、自身の消費行動を通じた食品ロスの発生が、環境や他の地域の人々に影響を及ぼすことを踏まえ、食品ロスの削減に取り組む食品関連事業者の商品、店舗を積極的に利用するなど、持続可能な生産・製造・販売活動を行う事業者を支援することも重要です。

(1) 情報収集・学習

- ・食品ロスの状況と、その影響や削減の必要性について理解します。
- ・広報紙・SNS などにより、市及び組合の取組みについて情報収集します。
- ・日々の暮らしの中で自身が排出している食品ロスについて理解・把握します。

(2) 食品ロスの発生抑制

1) 3キリ：使いキリ

- ・買い物前に冷蔵庫の中身を確認（ストックチェック）して買い物リストを作成し、必要なものを必要な量だけ購入します。
- ・食材を適切に保存し、残っている食材から使うなど、使い切るように工夫します。
- ・食材の食べられる部分はなるべく無駄にしないよう、調理方法を工夫します。
- ・ローリングストックで食材の使い切りと災害用備蓄の両立を図ります。



2) 3キリ：食べキリ

- ・買ってすぐに食べる場合には、「てまえどり」で商品棚の手前から購入します。
- ・「賞味期限」（品質が変わらずにおいしく食べられる期限。期限を過ぎてもすぐに食べられなくなるわけではない）と「消費期限」（安全に食べられる期限）の違いを知り、食べきるように工夫します。
- ・食べる分だけ作り、食べ残しを削減します。
- ・残り物はリメイクレシピを活用し、食べきるように工夫します。



3) 3キリ：水キリ

- ・水切りをしなかった生ごみの重さのうち、約80%は水分とされています。水切りネットや、ごみ袋に入れる前の最後のひと絞りで大幅にごみの量を減らすことができます。生ごみを捨てる際は、しっかり水を切るよう工夫します。



4) 外食時

- ・小盛メニューや小分け商品など、自分の食べられる量の商品を選びます。
- ・宴会時などに、最初の30分間と最後の10分間は食事を楽しむ時間とし食べ残しの削減を呼びかける30・10（さんまるいちまる）運動を実施し、食べきるように工夫します。



(3) 食品の有効活用

- ・どうしても食べられない食品は、フードドライブを活用します。

(4) 食品廃棄物の資源化

- ・どうしても出てしまう生ごみは、コンポストなどで資源化します。

2. 事業者の役割

食品関連事業者は、市民に対して自らの取組みに関する情報提供や啓発を実施し、県や市及び組合が実施する食品ロスの削減に関する施策に協力することが求められています。また、自らの事業活動から発生している食品ロスを把握し、削減を図るとともに、発生してしまう食品ロスについては適切に再生利用を行うことも重要です。

その他の事業者は、従業員などへの啓発を行うとともに、災害用備蓄食料の有効活用など、県や市及び組合が実施する食品の有効活用に関する施策に協力することが必要です。

(1) 情報収集・学習・情報提供

- ・食品ロスの状況と、その影響や削減の必要性について理解します。
- ・自らの事業活動から発生している食品ロスについて理解・把握します。
- ・市民に対し、自らの食品ロス削減に向けた取組みについて周知や情報提供を行います。

(2) 食品廃棄物の発生抑制

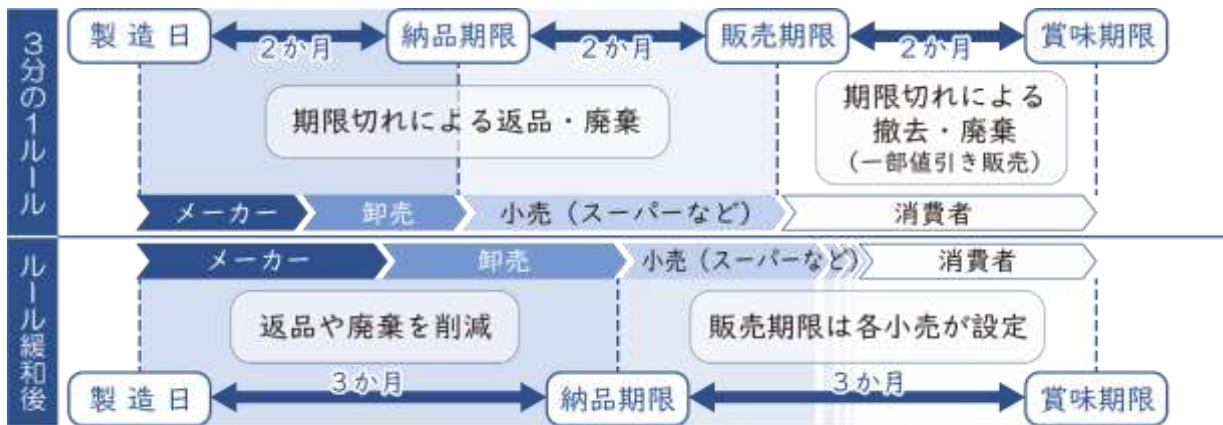
1) 農林漁業・食品製造業

- ・直売所やインターネット、イベントでの販売や加工販売、廉価販売など、規格外や未利用の農林水産物の有効活用を促進します。
- ・食品の製造方法や包装方法の見直しなどにより、賞味期限の延長に取り組みます。
- ・賞味期限の年月表示化（大括り化）など、商習慣の見直しに取り組みます。

2) 食品卸売業・小売業

- ・「てまえどり」の呼びかけや値下げ、ポイント付与などにより、賞味期限や消費期限が近い食品の購入を促進します。
- ・季節の行事の際は予約購入制を導入するなど、需要に応じて販売方法を工夫します。
- ・消費者のニーズに合わせて小分け商品を採用するなど、提供方法を工夫します。

- ・納品期限、販売期限の緩和など、商習慣の見直しに取り組みます。



※賞味期限が6カ月の例

出典：食品ロス削減ガイドブック（消費者庁）を基に作成

3) 外食産業

- ・宴会時などにおいて30・10（さんまるいちまる）運動の実施を呼びかけます。
- ・利用者のニーズに合わせて小盛メニューを採用するなど、提供方法を工夫します。
- ・利用者の責任の上で残った食品を持ち帰るドギーバッグの活用による廃棄食品の削減について検討します。

4) 学校・学校給食センターなど

- ・給食を食べる時間を十分に確保するなど、食べ残しの削減を促進します。
- ・食材の食べられる部分はなるべく無駄にしないよう、調理方法を工夫します。

(3) 食品の有効活用

- ・規格外品や売れ残り品などをフードバンクなどに提供します。

(4) 食品廃棄物の減量・資源化

- ・食品関連事業者は、生ごみの減量化やリサイクルを推進します。

(5) 社内活動

- ・従業員に対し、食品ロスの削減や資源化についての教育を行うとともに、事業所でのフードライブを推進します。

3. 関係団体の役割

食品の有効活用に寄与しうる関係団体は、市及び組合と協働しながらさらなる食品ロスの削減に向けて取り組むとともに、活動の周知啓発を推進することが必要です。

(1) 情報提供

- ・市民や事業者、行政に対し、自らの活動内容や食品ロス削減に向けた協働方法について周知や情報提供を行います。
- ・食品を必要としている場所に届けられるよう、行政や関連団体同士の連携を強化します。

(2) 食品の有効活用

1) フードドライブ・フードバンク

- ・家庭や事業所で使わずに捨てられてしまう、または余った食品を、フードドライブやフードバンクで、有効活用します。
- ・寄付された食品を、子ども食堂やフードパントリーを通じて必要としている人に提供します。

2) 子ども食堂・フードパントリー

- ・フードパントリーでは、フードドライブやフードバンクなどで集められた食品を市民、特に支援が必要な世帯に提供します。
- ・子ども食堂では、集められた食品を活用した食事を無料または安価で提供するほか、活動を通じて地域の子どもの居場所づくりを進めます。

4. 行政の役割（目標達成のための施策）

市民、事業者、関係団体の各主体における食品ロスの削減に向けた取組みを推進するため、食品ロスに関する様々な情報の周知啓発や活動の促進を行います。また、国や県の実施する施策と協調します。

(1) 生ごみ・食品ロスの発生抑制 [p.27 ごみ処理基本計画 発生抑制計画 参照]

1) 3キリ（使いキリ、食べキリ、水キリ）運動の促進

- ・市民に向けて、買った食材を使い切る「使いキリ」、食べ残しをしない「食べキリ」、生ごみを出す前に水を切る「水キリ」を行う3キリ運動を促進します。
- ・食品ロス実態調査結果などを基にした、効果的かつ市民にとって取り組みやすい食品ロス削減の取組みや、その効果について、周知啓発を行います。

2) 事業者に向けた生ごみ・食品ロスの発生抑制の啓発

- ・事業者やその利用者に向けて、30・10（さんまるいちまる）運動を啓発します。
- ・消費・賞味期限前の販売促進や、消費者のニーズに合わせた小分け商品や小盛メニューの提供などを促進します。

3) フードドライブの推進、フードバンクとの連携推進

- ・家庭や事業所で余っている食品を集めるフードドライブを推進するとともに、事業者が食品の製造、流通及び消費の事業活動で廃棄される食品をフードバンクに提供することを促進します。
- ・食品を必要とする子ども食堂やフードパントリーなどの活動を支援します。
- ・これらの活動について市民や事業者に対して情報提供や普及啓発を行います。

4) 災害用備蓄食料の有効活用の推進

- ・保存期限が近づき入替の対象となった公共施設や事業所の災害用備蓄食料を、必要とする個人や団体へ寄付するなど、有効活用を図ります。

(2) 生ごみ・食品ロスの資源化検討 [p.28 ごみ処理基本計画 資源化計画 参照]

1) 食品ロスの有効活用方法（子ども食堂、フードパントリーなど）の検討

[p.55 3) フードドライブの推進、フードバンクとの連携推進 参照]

2) コンポスト容器などによる生ごみ堆肥化の促進

- ・家庭における生ごみの資源化を促進するため、コンポストについて有効性を啓発し、戸田市においては生ごみ処理器を購入する際の補助制度を継続し、周知を行います。

3) リサイクルフラワーセンターの活用推進

- ・リサイクルフラワーセンターでの生ごみ堆肥化及び花苗との交換を継続して、生ごみの減量化及び資源化と、地域の環境美化を推進するとともに、施設機能及び生産された肥料や花苗を活用したさらなる環境意識の啓発を行います。

4) 生ごみ・食品ロスの分別収集方法の調査研究

- ・生ごみや食品ロスのより一層の資源化を推進するため、効果的・効率的な分別収集方法などについて、先進事例を調査研究します。